

件名：	契約監視委員会（2023年度第2回）
日時：	2023年9月13日（火）9:58～12:04
場所：	JICA 本部 229 会議室（JICA 国内機関・在外事務所は Teams での参加）
委員長：	伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
委員：	石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士） 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授 遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士） 佐野 景子 国際協力機構 監事
JICA：	井倉 義伸 理事 調達・派遣業務部（事務局） 三井 祐子部長他 ガバナンス・平和構築部部長、総務部審議役他 関係部署
議事：	1. 競争性のない随意契約の点検 2. コンサルタント等契約における相談・仲裁窓口の試行設置の検討について

JICA：

それでは第 2 回契約監視委員会を開始いたしたいと思います。本日もお忙しい中ご足労いただきまして大変ありがとうございます。それでは冒頭に事務局から一言ご挨拶申し上げます。

JICA：

皆さまおはようございます。本日は、競争性のない随意契約ということで特命随意契約と見積合わせについて 12 件の案件を審議していただきます。2 番目の議事として、コンサルタント等契約における相談・仲裁機能の設置の検討状況を、調達・派遣業務部よりご相談差し上げますのでご助言いただければと思います。

本日 2 時間の長丁場となっておりますが、簡潔に議事を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

JICA：

はい、それでは早速 1 番目の議事、競争性のない随意契約の点検に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

議事 1 競争性のない随意契約の点検

委員：

それでは議事を進めてまいりたいと思います。本日は競争性のない随意契約の点検 12 件 (15 案件) ということです。まず、人間開発部「ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査」の説明、お願いします。

1-1 ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査 (国内業務主体) 業務実施契約

JICA :

本契約は 2022 年 2 月に発生したロシアによるウクライナ侵攻を受けて、甚大な被害を受けているウクライナの保健医療分野に関して、被害状況・保健施設の復旧ニーズ・メンタルヘルスやリハビリテーションのニーズを迅速に確認し、緊急的なニーズを踏まえた上で中長期的な協力の検討に必要な情報を収集・調査するために実施することになったものです。

契約の業務内容は、ウクライナの保健医療分野の各種情報、被害状況、復興ニーズ、そのほかの国 (日本以外の国や NGO) による支援の状況の確認、第三国 (例えばポーランドなど) における支援状況などを確認することを目的としております。

本調査は停戦時期が全く見通せない中、早急に実施可能な支援を計画し、ウクライナにおいて安全が確保され次第、事業展開が可能になった場合には JICA による支援展開をする必要があるということから、調査業務も可及的速やかに着手する必要がございました。また、本件は当時、その緊急性から日本の国会で審議していた補正予算の対象となることが決まっておりましたので、可能な限り早期に調査をする必要がございました。その関係から、契約締結まで数カ月を要する通常の競争のある選定方法では間に合わないため、見積合わせによる調達を実施する必要があると判断したものでございます。見積合わせにつきましては、保健医療分野の類似の調査業務に経験がある者を対象として、共同企業体 (JV) の結成を可として提案を求めています。見積合わせに当たりましては、見積書以外にも業務内容に係る提案書を提出させ、価格と提案書の要素を加味して契約交渉相手先を選定しております。

調査期間は 2 月から 10 月までの 9 カ月で、契約金額の積算とその妥当性については想定される調査内容を踏まえて、類似業務の契約実績に基づく人月及び直接経費に基づいて、主に本件は国内業務を想定しておりましたのでその積算単価を用いた上で積算しておりますので妥当なものであると考えております。

委員 :

説明ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

委員 :

この見積合わせは共同企業体を可としたということですが、1 者だけからの見積もりです

か。

JICA :

提出は2つの共同企業体からありました。

委員 :

こういう分野の共同企業体の場合は責任分担とか役割を明確にしておく必要があると思います。後々、何か問題があったときの責任、場合によっては単なる受注配分になりかねないということがあるかと思いますが、そのあたりは何か工夫をされたのでしょうか。

JICA :

共同企業体を組んでいただく場合には代表者を定めていただくこととなりますので、2社のうち1社、国際テクノ・センターが共同企業体代表者で、構成員がオリエンタルコンサルタンツグローバルというような形でのご提案を受けております。通常どおりの見積合わせ・提案書の提出を受けておりますので、特段にこの件に限ってさせていただいた工夫があるというところはないかと思えます。

委員 :

共同企業体の場合のマニュアルとかルールは決めていないのですか。

JICA :

通常、共同企業体の場合は選定評価時に共同企業体を組んだ理由・役割分担・実施体制について評価しています。今回見積合わせということで、簡易的な評価ではありますが、プロポーザルを十分踏まえた上でこの点を評価した結果であると理解をしています。ただ一方で、共同企業体を組む場合の留意事項のマニュアル等は準備していません。

委員 :

工事の特定共同企業体と同じ考えで実施すると非常に危険だと思うので、今言われたようにプロポーザルの中で役割分担などを確認することを徹底したほうがいいと思います。

JICA :

承知しました。

委員 :

本案件は、契約金額が大きいのですけれども、これはランプサムの契約なのでしょうか。2億5千万円ぐらい示されている中で、最終的に2億3千万円ぐらいで契約を結ばれてい

と思うのですが、ここの積算については、先方に見積もりの段階で大体の金額を提示した上で見積もりを出させているのでしょうか。

JICA :

今回の契約はランプサムではございません。契約金額のうち、こちらから定額で計上を指示した費目が幾つかあります。例えばウクライナの関係者を日本に呼ぶのに必要な経費を国内業務として指定の金額で計上、あるいは今回パイロット事業をすることを想定しておりましたので、そのために必要な再委託費を指定の金額で計上、さらには 7750 万円ほどの機材をパイロット事業で医療機材が必要ではないかという想定の下、計上いただいております。また、直接人件費も人月のおよその目安を示した上で提案をいただいている状況でございます。

委員 :

今回提示していただいている資料には、受注者が積算した資料は入っていないのですが、そういったものが提示されて、それを JICA で検討されて、契約金額を詰められているということでしょうか。

JICA :

はい、そのようにご理解いただいております。

委員 :

パイロット事業についてはどの段階で見積もりが出てきているのでしょうか。

JICA :

パイロット事業につきましては当初時点で具体的な内容を想定、定めることが困難な状況でしたので、1500 万円という定額で計上いただきました。実際の中身につきましては、調査・検討が進む中、双方で確認して進めるというような形でお願いしております。

委員 :

分かりました。この契約が 10 月までということで、まだ進行中ということかと思いますが、金額を追加する必要性は出てきそうでしょうか。

JICA :

金額の増額等は予定していません。一方で、さまざまな複雑な状況下において調査をしている関係で、予定どおりの期間で調査が全部終わる目途が立っていないので延長を検討しています。ただ、その結果として金額が増えることは想定していません。

委員：

非常に難しい案件と思います。今までもこういった形での対応はあったのでしょうか。

JICA：

このような優先順位が高い、迅速に実施しなければいけない調査等については、これまで、今回のような見積合わせで相手先を選び、事業を実施しながら活動内容を固めて、金額を確定し、実費精算をするという方法をやってまいりました。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か意見とか質問とかありましたらお願いします。

委員：

見積合わせを出したところが 2 者、受注者ともう 1 者あったということなのですが、最終的にこちらを選んだ理由というのは何だったのでしょうか。

JICA：

今回は価格に加えて提案書の内容を評価しています。提案書では、1 つは法人としての能力、2 つ目としては業務従事者の経験能力、3 つ目としては提案の内容そのもの、実施方針について評価をし、それらを加味して価格と合わせて総合的に優位と判断された者を契約交渉の優先 1 位と決めました。

委員：

よろしいでしょうか。では本件につきましては延長もされるということですが、なかなか難しい案件かと思しますので、十分にウォッチしていただければと思います。

それでは 2 件目の案件、情報システム部「有償資金協力システムの米ドル建て借款対応に係る結合試験、総合試験および要件変更にもなう取込業務」の説明をお願いします。

1-2 有償資金協力システムの米ドル建て借款対応に係る結合試験、総合試験および要件変更にもなう取込業務

JICA：

本システム自体は JICA の有償資金協力業務の案件管理・債権管理に関する各種処理や帳票作成並びに各種統計処理を行っているものでして、金融のシステムとして確実性・多様性を十分に担保しなければならない非常に重要なシステムでございます。本システムは一般

競争入札を経て 2013 年 8 月からエヌ・ティ・ティ・データ社が構築を開始し、2017 年 11 月に稼働を開始しております。

本システムの当初構築時点では想定されていなかった機能である米ドル建て借款について、その実現方法については JICA 内のタスクフォースで協議・検討を経て最終的には本システム、有償資金協力業務システムの改修で対応することを 2019 年情報システム委員会で決定いたしました。その後エヌ・ティ・ティ・データ社との間で要件定義、基本設計、詳細設計、製造・単体試験、それぞれの工程を順に契約いたしまして、2022 年 12 月に本件契約、結合試験・総合試験および要件変更の取り込みに係る作業の契約を締結いたしました。

特命随意契約・見積合わせの理由ですが、本件業務の実施に当たっては有償資金協力システムの業務設計及び基盤設計に関する知識・経験を有すること、また業務の継続性・効率性及びシステム保守に関する責任（故障時を含む対応）を確保できることが必須要件となります。有償資金協力業務システムの設計・開発・保守を受託しているエヌ・ティ・ティ・データ社しか実施できず、また有償資金協力業務に係る各種債権管理情報のセキュリティ確保の観点からも保守業務を受託している同社と契約することが必要であります。

積算根拠と妥当性について、まず単価ですが、競争を経て落札した本システム構築時 2013 年の単価を使っております。またこの単価は JECC のサービス商品価格表に公表されている各社の一般 SE クラスの単価より安価であることから妥当と判断しております。工数に関しては開発役務とプロジェクト管理に分け積算しております。開発役務の工数が現行有償システム構築時の実績から基本設計書のページ数に対する試験項目数の規模算出係数を設定しております。基本設計工程で作成した設計書の新規作成・修正ページなどに規模算出係数をかけ合わせた試験規模と過去の機能追加対応業務等における生産性実績より工数を算出、プロジェクト管理の工数については各種タスクの作業頻度・従事者数等の積み上げによって算出しております。なお、この積算結果は情報システム部内の第三者、情報システム企画開発技術支援要員によってもこの妥当性が確認されております。

委員：

説明ありがとうございました。

本件につきましては、委員から質問等、お願いします。

委員：

エヌ・ティ・ティ・データに関してはメインのシステムを開発していたから、随意契約をせざるを得ないという背景は理解しました。一方、仕様書の単価が一律で 120 万円となっていますけれども、前工程等を通じて既に様々なことを把握した状況において、各業務で適切な人員のチーム体制が考える中で単価を一律全部 120 万円で計算することは乱暴なのではないかなと思っています。

ある程度実施する業務も要する時間も分かっている段階で見積もりを依頼するときに、

人材のレベルによって単価が異なる中、どのレベルの人員が何人、どの程度の業務量といった積み上げた形の仕様書を会社に作成してもらうことは可能なのではないのでしょうか。

初めての契約に関してはある程度概算でいくしかないところはあると思いますけれども、前工程を同じ会社がやっていて後工程で改修を実施するという場合、具体的な人員構成を基に積算したほうが良いと思います。

そのような状況を踏まえ、システムの開発で、26億円の契約金額の妥当性を、単価でJECCが出しているものをベースに確認されるということにつき、もう少し細やかな仕様書を作成可能なのではないかなと思います。この点はいかがでしょうか。

JICA :

ご質問どうもありがとうございます。ご意見ごもつとも思っております。

今回の金額妥当性のご説明のうち一番重要な部分が、もともと過去の有償資金協力システム開発を行うときに一般競争入札を通じて定まった単価ということです。当初の時点では様々なレベルの人員がいる中でより単価の低い方のほうが人数的には多いチーム構成になっています。このような構成を踏まえ、120万円が1つの単価として出てきております。

また、過去の案件がそうであったから今回がそうなのかという部分についてもお話を頂戴したと思っております。厳密に全く同じと申し上げることは難しいとは思いますが、いろいろな役割分担をしていく上で実際の作業をする方を、例えば作業した結果をレビューする方またはそれをさらに監督する方とかというところで、1人の方がレビューをできる量が通常一定程度に限られると理解できますし、監督も案件によっては非常に多くの人数を監督できるかというところと一定程度の幅がございますので、プロジェクトの規模に関わらず監督する立場の方の人数は変わらない部分があり、同じような考え方で単価を適用することが妥当と考えた次第でございます。

委員 :

前工程を実際に実施したときに、仕様書で積み上げていった金額と実際携わられたSEの実態を踏まえ、それが妥当だったという判断をした上で今回の単価120万円を決めたという理解ですか。

前工程で実施した業務と、今回の業務はほぼ同じような内容と人の構成という前提で、単価120万円が妥当とされたという理解ですか。

JICA :

はい、おっしゃるようなところになるかと思えます。ただ、本契約は請負の契約で、成果に対して責任を負うという契約になりますので、発注者としては、積算時点の確認は行うものの、実績としてどういった方がいつ何人業務に携わっていたかについて、必ずしも全て把握するものではないというところもございます。

委員：

やはり一律の単価 120 万円で全部実施するというよりも当初の積算段階で少なくとも人件費単価の高い人員の配置はどのぐらいなのかというのをある程度出してもらったほうが金額の妥当性を検討できるかと思います。成果に対して責任を負う契約ではあるものの、税金を用いて実施する契約のため、経費を有効利用していただきたいと思いました。参考にいただければと思います。

JICA：

ご意見ありがとうございます。

委員：

私も、この一律 120 万円という単価設定が少し粗いのかなと思っていて、これは前工程で依頼したときもやはり同じような形、一律でやっていらっしゃるのですか。

JICA：

そうです。同様です。

委員：

分かりました。先の委員の質問にもありましたけれども、受注者にもう少し細かい積算を要求してもいいのかなと思います。

JICA：

ご指摘ありがとうございます。さきほどの説明でも申し上げましたとおり、積算について第三者的な観点での評価も行っております。資料の業務に対するコメントの最後のページに、単価について、管理者、上級 SE・中級 SE プログラマーの想定割合も踏まえて積算して出てきている単価が、平均にすると 179 万円という第三者的な評価が出ています。これを踏まえ、今回受注者側から出されている 120 万円は安価だということを我々は確認しております。

委員：

ありがとうございます。結果的に安価だということによろしいのかなと思います。これはあくまでも JICA の中での確認ということですよ。

JICA：

はい。

委員：

エヌ・ティ・ティ・データのほうで最初から想定割合も含めて見積もりの段階で出されるといったことも必要かなと思います。

委員：

それでは次の案件、調達・派遣事業部「新派遣システムの構築に係る工程監理」の説明をお願いいたします。

1-3 新派遣システムの構築に係る工程監理

JICA：

まず、新派遣システム・派遣システムとはどういうものを説明させていただきたいと思えます。

派遣システムとは、JICAの事業上、専門家、調査団のような外部の方の関わりがあることから、外部の方を募集して選考するプロセス、旅費を計算する、手当を計算することが必要になりますので、これを一元的に管理しているシステムです。このシステムで扱っている専門家の人数は約年間で1千人、調査団に関しては5千人から7千人という規模です。現行のシステムは実は2006年に開発をしたもので、16年、17年ほど使っていて、すでにかなり老朽化をしているという状況です。実際実務とシステムの不整合も発生してきていますし、今年度末には現行のシステムのオペレーションシステムやミドルウェア等々もサポートが終了してしまうということもあって、来年度頭に稼働すべく、新派遣システムを今、開発しているところです。この体制として、調達・派遣業務部、要件定義をするコンサルタント、設計開発会社と3つで進めています。

要件定義するコンサルタントと、2020年の11月から2022年の5月にかけて契約をしました。ここにつきましてはご質問もありましたけれども、要件定義の段階で一般競争入札（総合評価落札方式）ということで、競争にかけております。この期間をかけて検討した結果を仕様書にまとめて、これを要件定義ということで発注にかけているということです。新派遣システムは非常に大規模で複雑であるために、いわゆるパッケージ型のソフトウェアというのは難しく、ゼロからスクラッチでつくるというもので進めています。

特命随契にした理由を3つご説明します。1つ目のところは、業務フローをしっかりと理解をして要件定義に落とすことができ、これを開発の段階でもきちんと監理ができることです。要件定義をまとめた経緯と一連業務について手続きをよく知っていることというのが1点目です。2つ目についてはその正確性ということで、開発したシステムをきちんとテストをしていく、ここをきちんと見ることができるということです。350ぐらいの機能数があり、これをしっかりと事業とシステムがマッチしているかというところを正確に構築事業

者に伝達をできること、テストできちんと確認ができることが2つ目です。3つ目のところも確実性につながることですけれども、業務の質の担保、効率性・確実性というところがきちんと担えるかどうかというところです。みずほ社が1年半かけて熟知した内容というのはなかなか他の会社では難しいということでこれらの3点を挙げております。

こういったことをまとめますと、やはり要件定義と工程監理を一元的に対応していくというのは実質ワンセットだということが言えるかと思います。こちら質問の1点目かと思っています。

工数の妥当性につきましては、先ほどもありましたけれども技術支援員にも確認をしていますというのが1つと、ほかの一般的なシステムを考えたときに大体1千人月に対してどのぐらいの割合かというので、10%未満ぐらいであれば妥当な工数だということを確認しております。単価につきましても、要件定義の支援業務を委託したコンサルタントの2社と比較をしても、単価が非常に高いということはないこともありまして、単価自体も妥当だと判断をしてこちらで特命随契をした次第です。

委員：

はい、ご説明ありがとうございました。

本件につきましては、委員から質問をお願いします。

委員：

はい、ご説明ありがとうございました。確認したい事項については、資料と今のご説明で全て理解できました。

委員：

ありがとうございます。

ほかの委員の方いかがでしょうか。特になければ本件はよろしいかと思います。では、国際緊急援助隊事務局、「2022年-2026年度 国際緊急援助隊用携行資機材等の保管等に係る業務（成田倉庫）」の説明をお願いします。

1-4 2022年-2026年度 国際緊急援助隊用携行資機材等の保管等に係る業務（成田倉庫）

JICA：

国際緊急援助隊は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」により規定された活動でありまして、海外の地域において大規模な災害が発生した場合に、被災国政府や国際機関の要請に基づいて外務大臣はJICAに対して派遣を命令するということになっております。この法律の中で、国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務は国際協力機構が行うということが規定されておりまして、この緊急援助隊の活動に必要な機材、その他物資の調達・輸送な

どの業務を実施しております。

国際緊急援助隊は 5 つのタイプがありまして、例えば緊急援助隊救助チームは海外への派遣、有事において外務大臣による派遣命令が出れば、発出後 24 時間以内に日本を出発することが必要ですし、医療チームの場合は 48 時間以内に出発することが目安になっています。特に救助チームについては、国際的な認証基準として 10 時間以内に本邦を出発することが求められており、緊急援助隊の資機材を速やかに空港に運び、国際輸送できる体制を整えるため、本契約を結ぶ必要がありました。

業務内容は大きく (1) 通常業務と (2) 特別業務に分かれます。(1) の通常業務については、主に倉庫での資機材の保管・監理業務。(2) については監理されている資機材を海外に輸送する業務です。

こういった業務を委託するために、今回見積合わせによって契約をしております。この経緯ですけれども、2022 年 5 月及び 10 月の 2 度にわたり公告を行ったものの、入札が不調になりました。そのため、これまでに関心を示していた 5 者にヒアリングを行ったところ、このうち 4 者が改めて関心を示したため見積合わせを実施しております。途中で 2 社から辞退の連絡があったのですけれども、残る 2 社が共同企業体を結成して応募されました。内容を見たところ、技術的にも金額的にも妥当であるということを確認できたことから、こちらを契約相手方として選定しております。

積算根拠とその妥当性については、事前に複数社から見積もりの提出を受けて、その中身を確認して、結果的には日本通運の単価を採用して積算を行いました。

最後、補足説明ですけれども、国際緊急援助隊事務局が備蓄している資機材を、極めて短時間のうちに国際輸送する必要があることから、倉庫契約と国際輸送契約を一体として運用する必要があります。従来から本契約は平時業務と特別業務を満たす内容としておりまして、両業務を実施できる社は複数社国内にもあるのですけれども、多くはなくて、入札のタイミングによってはこれらのもののうち十分な広さがある倉庫スペースを確保できるという条件を満たすものがどうしても限定されてしまうという制約が出てきているというところでございます。

委員：

はい、ありがとうございました。

この件につきましては、委員から質問をお願いします。

委員：

はい、ご説明ありがとうございました。

このような業務に対応できる企業は複数いるという前提で考えたものですから、なぜ 2 度にわたって公告をなされたのにもかかわらず落札者が現れなかったのかなというところが疑問でした。

数は多くないものの複数はやはり業務に対応できる候補者はいらっしゃって、ただそのときのそれぞれの候補者の業務の状況に応じて受託できない場合があり得ると、今回たまたまそういうタイミングに当たったと理解すればよろしいですか。

JICA :

はい、ご理解のとおりです。

委員 :

分かりました。ありがとうございます。以上です。

委員 :

確認したいのですが、特別業務というのは実際にこの緊急援助隊が派遣された場合に発生する業務といったことで、これは変動費的にコストが出ると思うのですが、資料の中でそういった変動費的なものの扱われ方、特別業務に対する報酬額についてどのようになっているのでしょうか。

JICA :

決裁資料の 30 ページのところにも別紙 1 というものがございます。これは単価表となっておりまして、ここに見積時、入札・公告のときに、金額を入れて提出をしていただいております。ここに書かれている単価がこの特別業務を行うときのベースになりまして、その単価を当てはめて精算をするという形になっております。

委員 :

これは契約の段階で、変動費で発生に応じて支払いがなされるといった形になっているのでしょうか。

JICA :

そのとおりです。

委員 :

最近世界各国でいろいろな問題が起きているようですが、結構変動費が膨らんできているといった理解でよろしいのでしょうか。

JICA :

国際的な輸送の混乱に応じて単価自体が上がっているというのは事実でございます。ただ、何も発生しなければこの条項は適用されないの、そもそも費用は発生しないというこ

とになります。

今、モロッコでまた地震が起きていますけれども、モロッコでもし派遣するとなれば、いつ派遣するのかという条件に合わせてもう 1 回積算をして見積もりをいただいて精算をするという形になりますけれども、もしモロッコに派遣されなければ、そもそも費用が発生しないという形になります。この契約の上限金額の中で基本的にはオペレーションをやっていて、もし上限を超える場合には上限を上げるべく契約変更を行うという形になります。

委員：

従来そういった形で金額が変わったということはあるのですか。

JICA：

今のところないです。

委員：

ないですか。分かりました。ありがとうございます。

他の委員、何かありますか。

委員：

保管と書いてあるので、倉庫をまず業者が確保して、そこに常時緊急支援物資が置いてあることを前提にして、緊急のときにそれを持っていくという理解でよろしいでしょうか。

JICA：

はい、ご理解のとおりです。

委員：

そうすると、まずその倉庫を、成田空港に近いところ等に確保して、かつ緊急のときにすぐそれを輸送手配するという仕事と理解してよろしいでしょうか。

JICA：

そのとおりです。

委員：

そうすると固定費は固定費で発生するとの理解でよろしいでしょうか。

JICA：

はい、そのとおりです。固定費部分と変動費部分の組み合わせになっております。

委員：

分かりました。今、2億2千万円という契約金額かと思いますが、年に何回程度の緊急支援をすることを想定しているのでしょうか。

JICA：

年間大体1回ぐらいの派遣があるということを想定して、積算をしております。全体の金額としては、想定に基づいて積算してもらっていますが、実際に災害が発生した場合、何月何日に起きてどこに行ったという条件を単価に入れ込んで精算をしています。契約上限を超えそうになったら契約変更をすることになっております。

委員：

分かりました、ありがとうございます。

委員：

年1回の派遣を想定されてということでしたけれども、実際に派遣がなかった場合には、変動費は請求されないという理解でよろしいのですか。

JICA：

そのとおりです。

委員：

分かりました。いずれにしましても、変動費が発生した段階で積算というのはもう1度コストの計算を、実績値を出させて精算していくといったことでよろしいのですか。

JICA：

はい、そのとおりです。

委員：

はい、分かりました、ありがとうございます。

ほかの委員の方、何かありますか。

委員：

入札不調になった理由に JICA が導入した電子入札システムに対応できず、応札に至らなかったとの記載があるのですが、これは JICA の電子入札システムが難しいものなののでしょうか。

JICA :

電子入札システムを 2 年半前に導入し、導入当初の一定期間は、従来のやり方と電子入札の両方を使用可能としており、その後、本格導入をしています。

電子入札には認証リーダーの購入が必要で約 1~2 万円程度の費用が発生します。電子入札システム自体は、複雑なシステムではございませんので、電子入札だから入札できないという企業はほとんどいないと思っております。

委員 :

分かりました。了解です。

委員 :

はい。では、広報部「2022 年度国内拠点への JICA 地球ひろば展示品の複製業務」の説明をお願いします。

1-5 2022 年度国内拠点への JICA 地球ひろば展示品の複製業務

JICA :

今回の対象契約ですけれども、市ヶ谷にある JICA 地球ひろばという展示施設の展示品の幾つかを、ほかの JICA の国内の施設で活用できるように複製するという業務になっています。JICA の地球ひろばといいますのは、開発途上国の現状とか地球が抱える課題、そして国際協力の実情などを、聞いて、触って、見て体験するような体験型の展示施設になっています。2022 年度までに小・中・高の全校種の学習指導要領で持続可能な社会の創り手の育成が掲げられたことを受けまして、学校現場でも SDGs・国際理解教育・多文化共生といったテーマについて分かりやすい教材がほしいというニーズが高まっておりまして、学校教育現場や外部団体の主催のイベントにおいてこういった教材を活用していただけたらと思いついて、複製をしたものになります。複製対象の展示品につきましては、JICA 地球ひろばの展示の一部として作成されたもので、JICA 地球ひろばの企画運営管理業務の委託先である JOCA（公益社団法人青年海外協力協会）と業務委託契約を結んでいるのですが、その契約書上は複製権というものは JICA に譲渡されておらず、最終設計書の作成・納品もなされておられません。したがって、ほかの会社が複製を行う場合には、現存する展示品そのものの設計について検討・確認から製作方法の検討、試作品の製作を行うなどの必要があり、設計からの追加のコストを踏まえ特命随意契約が妥当と判断しています。なお、JICA 地球ひろばの企画運営管理業務の業務委託契約では、製作段階では複製を見据えた複数個数の製作は行っておりません。展示品の評価はあくまで児童・生徒など学校訪問などを受けて来訪される皆さまの反応に委ねられるものですので、各展示品の製作段階で複製の可否を決めることが困難であったためです。

価格につきましては、オリジナルの展示品制作時の実績及び 21 年度の類似業務に係る契約実績、原材料費の高騰等のヒアリング内容に基づいて算出しています。特に原材料費につきましては、建設業界が発信している複数の情報ソースにより実勢価格を確認の上、契約金額は妥当と判断しています。

委員：

はい、ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、委員から質問をお願いします。

委員：

この展示品とは具体的にはどんなものなのですか。

JICA：

展示品は多くの種類あります。例えば SDGs ですと、17 のゴールのパネルがあつて、各ゴールがどの国でどのぐらい達成されているかというのを色でぱっと分かるようなものをつくって展示しています。触って考えられるような貧困のサイコロというものもありますし、小中学生が触って気付けるような工作みたいなものもあります。それ以外にパネルとか読み物のようなものもあります。

委員：

分かりました。

それで、JICA から業務を受託なさった JOCA が、企画競争によって展示品の発注先を選定し、再委託という形で展示品をつくってもらうということですね。

JICA：

はい、そうです。

委員：

先ほどの説明によると、JOCA は再委託に当たって展示品の複製権といった法律上の権利は取得なさっていないということになるわけですか。つまり、もし複製しようと思ったら展示品を分析して 1 からつくらなければならないが、仮にそれをやってしまった場合には、複製権侵害という問題も起こってしまうということなのでしょうか。

JICA：

はい、そうです。再委託先へのヒアリングをしておりますけれども、その際には複製権自体を受託先である JOCA に譲渡したという認識はなく、そういった合意はないという整理

になります。

委員：

分かりました。先ほどの説明にあったように、展示の結果、好評で、ほかの方からの需要があればそのときに初めて複製の必要性が発生するので、当初複製は見込まれていたわけではないということですか。

JICA：

はい、そうです。

委員：

分かりました。

委員：

再確認ですが、もともと製作した再委託先は、複製されても問題ないと認識しているといった理解でよろしいのですか。

JICA：

はい。複製する業務をもとものの再委託先に特命随意契約を行っておりますので問題がないと理解しています。

委員：

分かりました。

ほかの委員からの質問はありますか。

委員：

積算根拠の価格の部分で、原材料費高騰による価格上昇は理解できるのですが、最初に展示物をつくるときは試行錯誤でいろいろなコストがかかるかと思いますが、複製は同じものをそのままつくるだけなので、例えばそれを 110 個の複製となると、スケールメリット的に安くなるかなと思うのですが、そのあたりの説明をお願いできますか。それともスケールメリットは考えずに当初のオリジナルの価格のまま、原材料費等の価格高騰の部分のみを考えて価格設定されたか説明をお願いできますか。

JICA：

スケールメリットにつきましては、何十個と大量に発注するものではないので、そこまで単価が下がるということはありません。なお、ものによっては単価比較をしまして、当

時つুক্তときの単価と今もしつুক্তときの単価はどうかということは確認しています。下がったものもあるのですけれども、1個しか複製しないというものもありますので、そういうものは上がっているものもあります。

委員：

もう1度見積もり直したような形との理解でいいですか。

JICA：

そうです。

委員：

分かりました。

委員：

はい、よろしいですか。引き続きまして、アフリカ部「サブサハラ・アフリカ地域向け円借款案件形成・実施促進に係るアドバイザリ業務」の説明をお願いします。

1-6 サブサハラ・アフリカ地域向け円借款案件形成・実施促進に係るアドバイザリ業務

JICA：

具体的な業務内容は、アフリカ部の管理職を含む職員、在外の職員等を対象にした人材育成研修・新規案件の形成・実施中案件監理の3点について、関連の支援業務を委任するものでございます。

本契約の背景を申し上げます。サブサハラの円借款事業は、複数の要因によってほかの地域との比較において難易度が非常に高いと認識しています。1点目、複合的危機によりアフリカのマクロ経済状態は非常に悪化しており、特に円借款事業を供与している国のマクロ経済状態については、細心の留意を払う必要があります。2点目、アフリカ地域は円借款の実績が少ないことから、先方政府機関が円借款事業に精通していないといった事情がございます。それに加えて、円借款事業に関連した法令等が十分に備わっておらず、アフリカの円借款事業が難しくなっているという側面がございます。3点目、昨年8月にチュニジアでアフリカ開発会議（TICAD8）が開催され、日本政府はアフリカ開発銀行との協調融資（EPSA）について2025年までの3年間で最大50億ドル（7千億円）の供与を表明しています。こういった協調融資といった手続きにも長けていないと、アフリカでの円借款業務は非常に難しいと言えます。以上の3点の理由から、アフリカの円借款業務というのは非常に難易度が高いという状況でございます。

他方で、アフリカ部の現状としましては案件形成から審査・監理まで実施できる十分な経

験を有する職員の数が限られています。アフリカ部の実員 43 名のうち、円借款に十分な経験を持った者は 2 名しかおりません。サブサハラ地域の在外事務所においても同様な状況で、本部においても在外事務所においても、円借款事業の経験が十分ある者が十分にいない状態でございます。

このような中、TICAD8 で日本政府が公約した目標を達成する必要があったことから、早急に内部人材の能力強化を図ることが不可欠な状況になっておりました。この点を人事部にも相談していたのですが、アフリカ特有の難易度の高い案件をこなせる人材をタイムリーに配置することができないことが判明しました。そのため、外部人材による内部の人材育成を図ることとした経緯がございます。

契約相手方は、JICA の審査部長・南アジア部長等を歴任しており、本契約に必要な十分な経験を有しています。人事部に OB の活用も含めて相談したところ、当時は同氏以外に同様の高度な経験等を有している者がいないということが判明したため、やむを得ず同氏と特命随意契約とした経緯がございます。

積算根拠につきましては、本契約は日額報酬単価型業務委託契約であり、本制度に基づく積算を行っております。本制度に定められる単価と契約期間中に想定される業務量(週 3 日、年間で換算して上限 182 日間)を乗算して積算しました。

委員：

はい、ご説明ありがとうございます。

それでは委員からの質問をお願いします。

委員：

本件で確認したいことは、職員 OB ありきで案件をつくったのではないかということ、特命随意契約にした理由、ほかに候補者がいなかったのか、探したのかということです。

なぜ職員 OB なのかといった点は、今のご説明と事前にいただいた実施計画等の資料でクリアになりました。

ただ、この日額報酬単価型業務委託契約を職員 OB に適用するというのは、対外的には理解されにくいところがあるのではないかと考えております。これは制度自体のことなので調達・派遣業務部に見解をお聞きできればと思います。

委員：

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方、お願いします。

委員：

ノウハウがあまりないということであれば、職員 OB に絞るのではなく、まず公募した上

で、候補者がいなかったら職員 OBの方にお声がけするべきなのかなと思います。国際的な金融機関で経験があり、退職された方や独立されている方もいるのではないかと思います。最初から職員 OBしかいないという形で契約されたことが、職員 OB 優遇なのではないのかと、客観的に見られてしまうように思いました。65 歳まで再雇用するというときに、給与は 6 割とか 7 割とかに減額した形で仕事をされるというのが一般的かと思えます。そのような中で、今回の契約相手方は外部のコンサルタントと同じ単価での契約となっています。ほかにできる方がいるかどうか捜した上で、該当者がおらず、職員 OB にならざるを得なかったという流れであれば納得なのですけれども、最初から職員 OB でいくのは第三者的にはどうかという心象を得てしまうと思いました。

あと細かい話なのですが、この方が週に 3 日ということで日程を算定されていますが、アフリカに行くときに、例えば 10 日間の業務出張だと、実際には 3 週間行かれて毎週 2 日はお休み、土日もお休みという形の 10 日間になるのか、それとも続けて 10 日なのか、どちらなのかなというのを教えていただければと思いました。

JICA :

1 点目のご指摘について、TICAD8 の公約、EPSA5 で 50 億ドル (7 千億円) という目標があつて、それを達成することがアフリカ部にとって容易ではなく、緊急性に鑑みて随意契約にした経緯があるのですが、委員がおっしゃることはごもっともだと思いますので、今後は一般競争の形で実施していきたいと思えます。ちなみに申し上げますと、2021 年度のアフリカ部の新規円借款の承諾額は 352 億円で、50 億ドル (7 千億円) という目標は相当背伸びしないといけない、また迅速な対応が必要だということでこういった形での契約になりましたけれども、今後は改めたいと考えております。

JICA :

2 点目のご質問ですけれども、業務量として平均週 3 日ぐらいであれば、我々が抱えている案件の各種助言等をいただけるのではないかと積算をしています。もし海外に行く場合は、アフリカの場合ご指摘のとおり 1 週間土日をはさんで 5 日間をまるまる使うようなことになってしまうので、その場合はその瞬間は週 3 日を超えてしまいますけれども、年間を通して週 3 日ぐらいの規模感で抑えられるように業務量の調整をする想定です。

なお、海外出張は 2 回ぐらいを想定していますが、結果的に海外に行かないこともあり得ますので、(週 3 日は) あくまでも積算上の想定としてご理解いただけたらと思います。

委員 :

週に 3 日というのと大体 10 日ぐらいだろうという部分を、厳密に 10 日のところに週に 3 日を当てはめるわけではないということですね。

JICA :

はい、積算上週 3 日ぐらいの業務量というような想定で計画をさせていただきました。

委員 :

旅費も出してもらって、業務は 3 日で、2 日間は自分でプライベート旅行もできるかの確認をしました。職員 OB の再雇用も、ほかの組織の再雇用を見てもそんなにいい条件というのはあまりないので、確認しました。

JICA :

調達・派遣業務部から制度の説明をします。事前にお配りしている資料の中に「日額報酬単価型業務委託契約について」というガイドラインを付けておりますが、これは高いスキルを持つ特定の個人、もしくは特定の法人に属する特定の業務従事者に業務をしてもらうための制度でございます。この制度をつくる時にコンサルタントの報酬に準じて業務の格付ごとの報酬単価表もセットしています。この制度試行前は各事業部門が独自に人材を派遣していたのですが、報酬単価表がなく謝金単価を使ったりしていました。しかしながら、高いスキルを持っている方を派遣するのに謝金単価だと安すぎて派遣できないということで、2022 年度に本制度を試行導入しました。対象はコンサルタントを本来業務としない方で、例えば大学の教授のような方です。

この制度は、特命性の説明を強化するために参加意思確認公募を活用するという業務フローになっております。今後、特命性の説明を補強するために、参加意思確認公募を活用するよう制度拡充を図っていきます。

今回の案件ですが、委員よりご指摘いただきました通り、まず公示するというのもっともだと思います。ただ、今回の円借款関連の業務は JICA 独自の実施方法のようなところも非常に多くて、JICA 職員経験者でなければ即戦力にならないこともあり、この制度を使用したという経緯がございます。今後は、JICA の定年も 65 歳に延び、シニア人材も増えていきますので、本来 JICA 内部人材が実施する業務であれば、この契約形態を使って OB に特命で契約をするということは想定しておりません。ですから、今回が最後になると考えています。

委員 :

分かりました。ありがとうございます。

委員 :

はい、ご説明ありがとうございました。今回特にイレギュラーな形で、こういった事案だったということで了解いたしました。では本件は以上です。ありがとうございました。

では引き続きまして国内事業部「“国内機関の総合的あり方調査”による分析見直し調査」

の説明をお願いします。

1-7 「国内機関の総合的あり方調査」による分析見直し調査

JICA :

JICA は日本国内に 13 の国内機関を保有しています。このうち 3 つは賃貸物件ですが、残り 10 機関は JICA 保有物件となっております。途上国からの短期の研修員を宿泊させるということもありまして、この 10 機関については宿泊施設を保有しています。これらの機関は建設から 30 年 35 年経っており、維持管理費が非常に大きくなってきている、大規模改修も議論しなければいけなくなっている中、本当に保有する意義があるのか、国内機関のあり方や効率性を確認するためにこの調査を行いました。短期研修員が滞在する宿泊施設ということなのですが、短期研修員も 30 年前、35 年前と比べると数が減ってきており、利用率も低下してきている中でホテル利用に変えたほうがいいのではないかという議論もあります。一方で、途上国の研修員ならではの留意事項や、業務の効率性の観点から保有施設を持っていたほうがいいという意見もあり、この調査を実施しております。こうした形の検討というのは繰り返し行われておりまして、2003 年度、2012 年度にも行われています。

今回業務内容としては効率性分析ということで、宿泊機能・セミナールーム・事務所機能それぞれについて効率性を分析する、そのときに JICA 国内機関特有の付加価値を定量化した上で民間とのコスト比較、そのときには外部流出コスト・償却負担コスト・金利負担コストを含めてどちらが得なのかという、そのデータの裏付けを取るという調査を行いました。

特命随意契約理由につきましては 2012 年度に行った調査と同じ手法を適用するということと、JICA の中で経営的判断を行うためにファシリティマネジメント委員会や組織運営上の戦略の関係で早めに結論を出す必要があり、データが必要だったということもありまして、2012 年度の業者と特命随意契約を締結しております。ちなみに 2012 年度の調査は総合評価落札方式にて実施しており、6 者の応札がありました。

積算根拠については、国交省の積算基準を使いまして、JMS 社から提出された参考見積を検証し、適正と判断しています。

委員 :

はい、ご説明ありがとうございました。

委員からの質問をお願いします。

委員 :

今回のご説明と資料で理解はしたのですけれども、繰り返し行う調査、今後もおそらく行われるということであれば、JICA 内にこのノウハウを内製化する必要もあるのではないかと思います。

特別な経済性分析の手法なのかというところが分かりませんでした。一般のホテルとは違う JICA の研修員宿泊施設として、また必ずしも宿泊だけではない、地域の国際化の拠点としての付加価値をどう測るかというところが、特殊性がないわけではないと思いますが、分析手法がどれだけ特殊なのか、と考えると、特定の契約相手先に継続的に特命随意契約でお願いするよりも JICA に内製化もできるのではないかと思います。

結果の客観性のために外注するという考え方もあるかもしれないのですが、JICA が分析を行って、それがいかに対外的にも説明できるものであるか、客観的なものであるかというところを外部の方に評価してもらうという考え方もあると思うので、もう少しやり方は考えられるのではないかと思います。

委員：

はい、ほかの委員の方、何か質問ございますか。

案件概要シートの背景・経緯の中に、2024 年度までに 1 カ所の削減を目指す方針だったのが反対があったとありますが、この反対というのは施設を閉鎖することに対して、自治体のほうで何か問題があったといったことなののでしょうか。

JICA：

ご指摘のとおりです。地域によって JICA の施設というだけではなくて、地域の国際協力の拠点という位置付けになっていて、JICA に施設を持っていてもらいたいという要望が非常に強かったという経緯があります。

委員：

今回のこういった調査の結果を以て、例えば JICA だけの判断ではなくて第三者的な判断が入って、この施設は閉じるべきだというようなお墨付きを得ようということもあるのですか。

JICA：

ご指摘のとおりです。

先の委員からのご指摘にもお答えしますと、手法を内製化していくというところは考えていきたいと思います。一方で、分析を繰り返し実施してきたのですけれども、方針をしっかり持っていなかったことのほうが課題かと思っていて、どういう方向に議論を持っていくのかというところの裏付け資料としてこの調査のデータを使いながら方針を明確にしていくというところをやりたいと思っております。

委員：

ありがとうございます。では引き続きまして、資金協力業務部「パンフレット “アフリカ

の地下水案件”作成及び電子データ作成」の説明、お願いします。

1-8 パンフレット「アフリカの地下水案件」作成及び電子データ作成

JICA :

JICA は過去アフリカの 30 カ国近くで地下水を使った地方給水の無償資金協力事業を進めておりまして、各国から高い評価をいただいております。この井戸を掘るときには日本の業者が、現地で各種井戸の場所とか水質とか深さとかを集めながら事業を行っているのですが、このような井戸情報は新しい井戸掘削計画だけでなく、この地域の地下水を開発する上でも基礎的なデータとして極めて重要なものと思っております。ただ、途上国では業者がつくったようなデータを自ら集めるということがあまり行われていないので、JICA では、2021 年度にアフリカ諸国の井戸データベースを構築しております。ここでは 25 カ国 1 万 7 千本の井戸をデータベース化しました。このデータを各国に DVD で配布するに当たって、DVD だけではなかなか広まらないのでパンフレットも一緒につくろうと考えたのがこの契約でございます。

このパンフレットは、データの意義、地方給水の事業の特徴、それに対して日本がどういうふうに関与したか、そういうことが各国の政府機関・ドナー・NGO・日本の関係者に広く伝わるようなものにしたいと考えておりました。

そのような中、国際開発ジャーナルの 2022 年 4 月号で、日本政府が主催するアフリカ開発会議の特集の中で村落給水の事業を取り上げておりました。これは学識経験者や事業者、具体的な事業の成果なども取材したものとっておりました。これを活用することでパンフレット作成の労力も経費も合理化できると判断した次第です。

経費については、国際開発ジャーナル社から参考見積を取り付けまして、さらに同様の取材・原稿作成・編集・デザイン・印刷について他の 2 社からも参考見積を取得して比較をしました。その結果、印刷費に大きな差はなく、国際開発ジャーナル社がむしろ安く、取材原稿作成費も報酬を削減できると判断しまして、こちらへの発注が確実に安価であると判断したものであります。

委員 :

はい、ご説明ありがとうございました。

委員からの質問をお願いします。

委員 :

ご説明と資料で理解いたしました。国際開発ジャーナル社は、JICA 関連の業務の受注も多い契約相手先ですので、透明性のあるプロセス、アカウンタブルなプロセスで適正な価格で契約しているということを説明できることが重要だと思っております。その点は引き続き

留意していただきたいと思います。以上です。

委員：

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方から何かございますか。ないようでしたら本件は以上にしたしたいと思います。

それでは引き続きまして社会基盤部「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト向け供与機材の調達」の説明をお願いします。

1-9 ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト向け供与機材（建設機械等）の調達

JICA：

本件に関しまして、金額が大きいということ、どのように企業を選定したのかというご指摘に対してのご説明をさせていただきます。

まず背景・経緯ですけれども、2022年の2月以降ロシア軍がウクライナを侵攻して、特に2022年10月以降、主要なインフラへの攻撃が激化したということがございます。その結果、多くの人々がシェルターへの避難、あるいは停電が余儀なくされる中、厳しい冬を過ごすに当たって、非常に生活に支障をきたしていました。また、多くのインフラや建物が爆撃による被害を受けて、瓦礫が多く発生し、上下水のインフラも破壊される、日常生活に大きな支障が生じていました。このような状況を踏まえて、ウクライナ政府と協議を重ねている中で、ウクライナ側から緊急開発調査「緊急復旧・復興プロジェクト」が要請されました。JICAはこのプロジェクトの中で通常の調査だけではなく、破壊されたインフラ・機材・施設の復旧に資する機材の供与を行うということをしてきております。

業務の内容に関しましては、主要セクターのインフラ関連機材、具体的には瓦礫処理・運輸交通・上下水などの機材一定数を、スペアパーツを含めて調達するというところでございます。本契約は住友商事株式会社が受注しております。

見積合わせの理由でございますけれども、まず迅速に機材を調達する必要があったということです。見積依頼先としましては、全省庁統一資格を有しており、過去にJICAの実施する建機などの調達の実績・市場調査の結果を踏まえて、迅速な機材調達が可能と判断される12社を選定しました。選定に当たりましては、価格のみでなく、納入期限ができるだけ早い方を評価、納入台数もできるだけ多く確保できる方を評価して交渉順位を決定して、交渉の結果を踏まえて受注業者を選定したということでございます。

積算根拠及びその妥当性は資料に記載したとおりでございます。

委員：

はい、ご説明ありがとうございました。

委員からの質問をお願いします。

委員：

これは一般に言う技術提案・交渉方式のような形に近くて、こういう場合に大変いいやり方だと思っているのですけれども、できるだけ透明性を確保した形でやられることが望ましいので、時間があれば公募型指名のような形で入り口をオープンにして、そこから 12 社に絞るようにするとより透明性が確保できると思いますが、今回の場合は時間がなかったという理解でいいのですか。

JICA：

そのとおりです。一般的な入札ですと、仕様書の作成から契約まで 3 カ月以上要するのですが、今回に関しましては見積合わせで 2 週間強で調達ができたということで、迅速に現地のニーズに対応できたかと考えております。

委員：

はい、分かりました。結構です。

委員：

質問ですが、この案件概要シートの業務内容の中で、住友商事がその一部を受注したと書かれていますが、契約の中で一部だけが住友商事という理解でいいのですか。

JICA：

そのとおりです。

委員：

JV とかではなくて、別の社とそれぞれ個別の契約を結ばれているということですか。

JICA：

そのとおりです。我々が求める機材というのはほかにもありまして、その中でそれを調達し得る業者 12 社を選定して、その 12 社から、我々はここをカバーできる、対応できるといったご提案をいただいて、そこで一番大きくカバーできる社にそれぞれ順位を付けて選定してきたということです。

委員：

はい、分かりました。

ほかの委員の方、質問ありますか。

委員：

見積もり依頼を発出した 12 社全ての企業が見積書は出してきたのでしょうか。

JICA：

12 社全てが出してきたということではありませんでした。

委員：

2 週間で決めたということは、結構早いタイミングで決めた形になるかと思うのですけれども、12 社のうち何社 出してきたのでしょうか。

JICA：

正確な数字は、改めてご報告します。

委員：

正確な数字は改めて報告してください。

JICA：

はい。

委員：

ほかの委員の方からの質問がなければ本件は以上にしたいと思います。

それでは引き続きまして、東南アジア大洋州部、インドネシア事務所 Annual Subscription for Security Risk Information (1st April 2022 - 31 March 2023)の説明をお願いします。

1-10 Annual Subscription for Security Risk Information (1st April 2022 - 31 March 2023)

JICA：

本件は、インドネシアに滞在中の関係者の安全対策を行っていく上で、事件や災害について常時必要な情報を得るサービスを求めたものです。特にインドネシアでは、治安状況や安全状況を全土から集めていただいて、それを日報ベースで示す、あるいは災害、特にここは地震が多いものですから、地震情報といったものを携帯の SNS に届くような、即時速報を得られるようなサービスとしております。

今般調達のプロセスにおきまして、予定価格設定時点では 100 万円未満でしたので、見

積合わせで進めました。インドネシアでは先ほど申しましたサービスの提供が可能なのは2社でしたので、そこからそれぞれ見積もりを取り付けて見積合わせを行いました。

委員：

はい、ありがとうございます。

委員からの質問をお願いいたします。

委員：

この契約は予定価格時点では100万円を超えていなかったため見積合わせをしたということは、もし予定価格時点で100万円を超えていれば一般競争としていたということなのでしょうか。

JICA：

はい。予定価格が100万円を超えておりましたら、競争性の高い調達方法に変えて実施するということになります。

委員：

今回は結局2社の見積合わせをして、金額で安いほうと契約したということですか。

JICA：

はい。Hill and Associatesのほうが金額が安く、更にこの社はG4Sという大きな世界規模の警備会社の傘下の会社で、国際的なネットワークを使った情報収集をしており、そういった質の高い情報を得られるということでこの社にしております。もう一方のほうは、そういった国際ネットワークを持たない会社でした。

委員：

こういうやり方で結構だと思うのですが、当初の予定価格の設定は何をもとに行ったのですか。随意契約の場合は、普通は見積もりを取ってから予定価格をつくるものだと思っていたのですが、それは異なる予定価格の定め方があるのですか。

JICA：

参考見積を取って、あとは従来の実績も確認しながら予定価格をつくりました。

委員：

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員：

これは1年契約なのですが、今後も毎回契約をこのような形でやっていくのでしょうか。

JICA：

1年に1度契約を実施していきます。そのときに状況を見て、どういった調達方法で契約するかを考えながらやっていきます。

委員：

今後も見積合わせになるのですか。

JICA：

そうですね。中身が変わらなければ、今の形を継続していくということも考えられます。

委員：

今後も継続していくことになると思うのですが、その場合の方針をより明確にしておいていただいて、新年度の契約の際に、検討いただければと思います。

JICA：

はい、承知しました。

委員：

ほかの委員の方、特になければこの件は以上にしたと思います。

では次の案件ですが、南アジア部、インド事務所の事務所の関連契約2件について、説明、お願いします。

1-11 Lease Agreement for the office, Lease Deed for the rooftop.

1-12 Supplementary Agreement for Infrastructure Facilities for the Office at the Hindustan Times House (5 Aug 2022 - 4 Aug 2028)

JICA：

本件は、JICA インド事務所が入居しております17階建ての Hindustan Times House における16階の執務フロア、公用車・来客者用の駐車場及び屋上スペースの賃貸契約に係るもので、6年間の契約を締結しているものです。

現在のオフィスには2016年8月に転居しております。本件はこれらの契約の更新となります。また事務所の執務フロアの契約に加えまして、屋上フロアに関する賃貸契約を締結しております。これが関連契約として挙げられているものです。

契約が 2 つに分かれている理由ですけれども、移転した後にこのビルの中で独自にエアコンを追加設置する必要があるということが判明いたしまして、屋上に室外機を設置するスペースが必要になったということで、そのスペースに関する賃貸借をする必要が生じたためでございます。

本件は事務所の賃貸契約の契約であり、契約相手方に代替性がなく、そのため直近の契約と同一の契約相手方との特命随意契約を行わざるを得なかったものです。

この契約の背景ですが、対インド向け事業の増加傾向が続く中で、以前の事務所と同規模の事務所を確保する必要があるとあり、また円滑な業務運営のため、インド中央政府の機関及び日本大使館へのアクセスを確保する必要があること、加えまして、2016年に転居した後に7年しか経過しておらず、再度移転する場合には移転費用が再度生じるということも考慮し、近隣の物件の調査結果を踏まえまして代替し得る物件がないこと、また賃料の水準も確認しまして、賃料相場と乖離（かいり）がないこと、また同じビルに入居しております世界銀行及びインド政府系の機関等の契約条件と比較しても、相当程度有利な契約条件で更新できるということを交渉した上で、現行契約の更新は合理的と判断したものでございます。その上で、更新後の賃料の抑制に向けた交渉を持ち主側と行いまして、更新前の契約では契約更新時に賃料を15%増にするという規定があったところを、更新後は当初の3年間につきまして11%増、後半の3年間については再度11%増といった基本条件としました。

交渉過程の詳細については案件シートに記載しておりますとおりです。同じビルに入居しているほかのテナントの契約条件との比較及び物価上昇率を鑑みても有利な条件であり、契約条件は妥当と判断いたしました。

また本件に付随して、維持管理契約を3件締結しております。これが本日の審議対象案件の12番で挙げられているものでございますけれども、契約が分かれている理由についてご説明いたします。本件の賃貸契約については大家にあたる **The Hindustan Times Ltd.** との間で契約を締結しておりますけれども、ビルのメンテナンスサービスについては関連会社の **Earthstone Holdings** が一括して提供しており、同社との契約が必要ということで、貸主側から求められたことにより契約を分割せざるを得なかったということでございます。ちなみに、ビルのほかのテナントについても同様の契約締結を求めている旨、ビルのオーナー側から確認をしております。

委員：

はい、ありがとうございます。

そ11番と12番が同じ案件ということで、一括しての審議ということで進めていきます。

委員からの質問をお願いします。

委員：

日本では賃貸契約をするときに共益費も同じ貸主とするのが通常な中、本案件でなぜ契

約を分ける必要があるか確認したく、質問しました。今の説明で、本件契約はあくまでも貸主の意向で分けている、そしてもう 1 つの契約は冷房が全然効かなかったため追加の別契約が必要だったということで、理解しました。

ちなみに共益費を分けて契約してくれと貸主が言った理由について、説明いただけますか。

JICA :

共益費に関しては、基本的に水道であったり警備であったり、いわゆるビル自体の設備に関するメンテナンスも含んだものということになっておりまして、これらのビル自体の維持管理に係るサービスは別の関連会社が一括して対応しているということで、貸主側からは、こちらについてはサービス提供主体である会社との契約としてくれと言われております。実際にビルの敷地の中に配置されている警備員の給料は維持管理契約を締結している **Earthstone Holdings** 社から支払われており、同社が維持管理業務を行っているということも確認しております。

委員 :

分かりました。実際にサービスをする会社と直接契約をしてもらいたいという貸主の意向で契約を分けたという認識でいいのでしょうか。

JICA :

はい、その通りです。付随して申し上げますと、当地の税制の関係で、賃貸契約に関しては現地の法務局に登録する必要があるのですが、維持管理契約までまとめて 1 つの契約にした場合には、登記費用が非常に高額になるということも、その背景にあるとは聞いております。なので賃貸に関しては、純粹に賃料のところを算出した上で、そちらの 1 つの契約としてくれということも背景にあるようです。

委員 :

分かりました、ありがとうございます。いろいろと価格が安くなるような形で更新されていて、大変だなと思いつつ見させていただきました。

委員 :

私もコメントしたのですが、今のご説明で非常に分割された契約になっている理由も分かりましたし、交渉の過程も非常によく説明していただきましたので助かりました。ありがとうございました。

ほかの委員の方、何かございますか。特になければ本件は以上になりたいと思います。ありがとうございました。

では、以上を持ちまして第1の議事を終了したいと思います。

JICA :

No.2 のウクライナの復興関係の機材供与の契約で、見積もり 12 社に対して何社から出たのというご質問がありました。12 社に見積依頼をし、6 社から簡易プロポーザルと見積書が出てきました。内容を精査した結果、5 社と契約締結をしております。前回の委員会でもご説明しましたが、透明性を高めるために機材調達のスタンバイ契約というのを今準備しております。あらかじめ企業に登録をしてもらって、緊急時にニーズがあったときにその都度見積もりを取るといったような仕組みとなります。

委員 :

ありがとうございます。ではよろしくお願いします。

JICA :

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。それでは2点目の議事、「コンサルタント等契約における相談・仲裁窓口の試行設置について」、調達・派遣業務部よりご説明をいたします。よろしくお願いします。

議事2 コンサルタント等契約における相談・仲裁窓口の試行設置の検討について

JICA :

コンサルタント等契約における相談・仲裁窓口の試行設置について、まず背景と目的をご説明します。コンサルタント等契約は開発途上国向けを中心としたある意味特殊な業務であり、特記仕様書の記載事項に対する認識に発注者と受注者の間で齟齬(そご)があったり、変更契約の可否、例えば発注者がこの業務を実施してくださいと指示をしたときに、発注者としては契約書の範囲内という理解であるのに、受注者はそれは契約書外で追加業務となり変更契約が必要、というような齟齬が現在ある状況です。さらに、現在調達・派遣改革の中でランプサム契約を推進しているところですので、受注者の皆さまとしてはランプサム契約では、自分たちの認識している契約書の範囲外の業務が契約の範囲内として指示されてしまうのではないかと問題意識を持っているという意見が開発コンサルタント、特に ECFA の業界団体から JICA に寄せられました。そのご意見を踏まえて今回の検討をしている次第です。

次に契約書上の取り扱いについて、契約約款第33条に、疑義が生じた場合は必要に応じて発注者及び受注者が協議し、協議の結果を書面により定めるという記載がございます。これを具体化するための仕組みを今回つくろうというところで、相談・仲裁フローの案を作成しました。受注者の方から報告・相談が事業の担当部にございます。ここで合意形成ができ

る場合には問題はなく、打合簿を交わして確認します。合意形成できない場合、今回の相談・仲裁窓口に相談・仲裁の依頼をしていただくことになります。窓口は JICA だけではなく ECFA のほうにも設置します。JICA に直接相談するのは心理的なハードルが高いというところは、業界団体との協働によりひと工夫をしようというものです。専用の受付メールアドレスをつくりまして、相談メールのひな型もつくって相談を受け付けます。JICA と ECFA で結果を共有した上で契約書に基づいて検討を行い、その結果、今回のご相談は契約書の中です／外です、必要な契約変更を行ってください／この契約書の範囲内ですのでこのまま合意の上、業務を進めてください、という形で相談者のほうにフィードバックを行います。

これで合意をいただければこの時点で解決、解決に至らない場合は法律相談ということで、JICA と ECFA で弁護士などの仲介人を合同で選定させていただき、ご相談を申し上げます。第三者・専門的見地からアドバイスをいただいて、このケースは変更契約です、このケースは契約書の範囲内ですというご判断をいただくというのを仲裁と呼んでいるところでございます。この費用につきましては、JICA が 100%負担してしまうとどうしても JICA に有利な判断になるのではないかとということで、コンサルタント企業・相談者が 50%、JICA が 50%、半々で負担する形を考えております。また、定期的に相談件数やその結果を共有し、同じような相談・仲裁が繰り返されないような工夫を入れます。スケジュールについては、10 月から試行導入ということを考えております。フィードバックについては 3 カ月に一回程度の確認をしまして、制度変更の必要性などについて、ECFA は理事会、JICA は契約監視委員会の場合などでご報告・ご相談させていただきたいと考えています。また、定期的にホームページで公表したり、ECFA-JICA の合同セミナーでも共有をし、問題事案の再発防止に努めたいと考えています。

本件は新しい試みですので 1 年間は試行とすること、匿名では相談を受け付けないこととしています。受注者が一番恐れているのは、このような相談をすると実績評価で JICA から悪い評価をされるのではないかとことですけれども、実績評価は主管部が行ったものが必ず調達・派遣業務部の合議を経ることになっており、当部部長が承認しないと実績評価が確定しない仕組みになっていますので、ここで確認を行うことを考えております。

私からのご説明は以上となりますが、ご質問・ご確認・アドバイスなどございましたらよろしくお願ひいたします。

JICA :

それでは委員の先生の方々からもしご質問・コメント等ございましたらお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

委員 :

相談・仲裁フロー案にある ECFA の窓口というのは、弁護士とかそういったところになるのですか。

JICA :

弁護士ではなく、ECFA というコンサルタント業界団体の事務局になります。

委員 :

事務局ですか。相談・仲裁フロー案にある共有とはどういう形の共有をしていくのですか。

JICA :

まずはこういう相談がきましたということと、我々のほうで契約書と照らし合わせて、今回の相談内容は契約書の範囲内です／範囲外ですというのを判断した結果を共有を差し上げて、ご意見があれば何うというプロセスを考えております。

委員 :

ECFA の窓口コンサルタントから相談があったときに、その内容について JICA の窓口こういう相談があった、ということが随時案件ごとに入ってくるということですか。

JICA :

そのとおりです。JICA に相談がきた場合には、逆に ECFA に共有するということです。

委員 :

なるほど。分かりました。はい、ありがとうございます。

JICA :

それでは他の委員からご意見をお願いします。

委員 :

フローについて、ECFA-JICA で確認、結果を共有し対応を検討するとあります。この確認から検討のところは両者だけではなくて学識者を長とする第三者委員会のような形で、結論を出すというような形が好ましいのではないかと思うのですけれども、両者が相談するだけなのですか。

JICA :

ありがとうございます。想定しているご相談というのが各案件の、この事案は変更契約に値するか値しないかというのが一番主な相談になるという想定でいます。それについての最初の相談というところでは JICA と ECFA の間の判断でさせていただいて、それに対して相談者が合意いただけるというならそこで相談終了となります。そこでまだ納得いかな

いということになると、弁護士なりの仲裁人の方のご意見を伺って判断をすることを考えています。その結果を半年毎にまとめる形で、契約監視委員会にて報告し、先生方からのご意見をいただくというのが、我々にとっては第三者委員会という位置付けと考えております。

委員：

調整が難航した場合に、いきなり法的なところの弁護士に相談するという前の段階で第三者委員会のようなものがあつたほうが現実的かなと思います。両方で調整がつかないときに、第三者なしで決着つかないことは多いと思うのです。検討していただければ。

JICA：

はい、ありがとうございます。それはごもっともだと思いますので、持ち帰り検討させていただいて、この委員の中のいずれかの、または複数の方にそのご相談をさせていただくことがあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

JICA：

第三者委員会といった場合、どういった方が、弁護士の前に持っていく仲裁役というか、ご相談するにふさわしい方になりますでしょうか。ここにいらっしゃる委員の方はその候補になるかと思うのですけれども、それ以外にどういった方にお願ひできれば一番適切でしょうか。

委員：

海外では **Dispute Board** のような公共工事とか設計とかの分野の中立的な専門家のところで判断して、大概のことはそこで収まります。

法的手段にいくというのは最後の措置です。ですからそういう **Dispute Board** 的なことが今後の検討でなされたらいかがかなと思ったのです。

JICA：

分かりました。日本の場合は特に大学の先生とかそういった方になりますでしょうか。

委員：

日本の場合はそういう仕組みがないのですけれども、建設工事紛争審査会は国土交通省の中にありますが、業界の方からは不満があります。発注官庁でもある国土交通省がやるのはいかがなものかとの意見があります。ただ紛争審査会も法的なところに行く前の話です。

JICA の場合は会計法とかいろいろ直接気にしなくていいとすれば、せつかくこういうのをつくられるのだったら海外に準じて第三者的な形をいれるとよいと思いました。

JICA :

分かりました。検討を引き続きさせていただきます。ありがとうございます。

委員 :

日本の場合ですと、裁判に行く前に裁判外紛争解決手続として、いわゆる ADR といわれる各業界団体が設けている仲裁、あるいは弁護士会が設けている仲裁センターなどがある、そこで解決できない場合には裁判となります。このフローを見て理解したところというのは、どのような問題が発生しているのかというのを ECFA と JICA が共有する、それぞれおそらく弁護士に相談なさってその結果を持ち寄ってどのように解決しようかというのを検討して、結論が出ればそれを相談者の方にフィードバックして、相談者の方が分かりましたとなると、それで解決となる、それで合意に至れない場合には、JICA と ECFA が独自に設けている仲裁センターのようなものに持ち込まれて解決する、こんなイメージを考えておられるのかなと理解したのですが、今のような理解で正しいですか。

JICA :

ありがとうございます。こちらの ECFA と JICA で検討する段階では、事務方のみという想定でございますが、先ほどアドバイスをいただいた第三者委員会的なものをこの次のステップで入れさせていただいた上で、そこでも解決しなかったら最終的な法律相談というような、事務方・第三者委員会・法律相談と 3 段階、あとさらに裁判までいったら 4 段階というふうに、今整理するのがよいのかなと考え始めております。

委員 :

理解はいたしました。

委員 :

ECFA の窓口は事務局とのことですが、どこまでコンサルタントに対して影響力があるのか、あるいはその意見を吸い上げるのか、事務局が当事者意識をもって JICA といい仕組みを作っていこうとしているのが重要かと思います。結論的には先ほどお 2 人の委員がおっしゃられたような形で、もう 1 つのステップが必要になるのだろうと考えています。

JICA :

はい、ありがとうございます。ECFA も真剣に考えていただいています、理事会で協議もしていただいております。まだ大きな反対は寄せられていないものですので、設置する方向で基本の了解はいただいています。ですが、先生方がおっしゃられたように、ECFA と JICA とで議論が並行線になるということも十分考えられるので、3 段階構えでやっていく方

向で再調整させていただきたいと思います。

委員：

フローの中で法律相談と位置付けられているのは、仲裁人の方は公平・中立な立場で対処してくれるという意味だと思うのですよね。先ほど他の委員からご示唆のありました第三者委員的なものというのも、公平・中立な立場から解決に向けて尽力してくれるということであるとすると、第三者委員的なものと法律相談というのを二重に設ける必要はないのかもしれないと思いました。

JICA：

この仲裁機能については引き続き検討させていただいて、またご助言をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

JICA：

ほかよろしいでしょうか。よろしいようであれば、本日予定しておりました議事は終了となります。

総括

JICA：

はい、ありがとうございます。短く3点だけお話しできればと思います。

1点目、ご審議本当にありがとうございました。特に職員OBですとか関係会社の問題については誤解を受けやすいということだと思いますので、これまでも増してきちんと対応させていただきたいと思っております。

2点目、6月9日に開発協力大綱が閣議決定をされました。その中身として、契約に関係することといたしましては共創です。従来の発注者・受注者の関係というよりも、一緒になって新しい成果を生んでいく、当初から明確な答えがないものを見つけていくということが求められてきているということかと思えます。契約についてもそれにふさわしいあり方というのを検討していく必要が出てくるのではないかと思っておりますので、折に触れてご相談をさせていただければと思っております。

3点目、地球ひろばの展示品についてご質問もありましたので、投影しておりますし、後ほどURLをお送りさせていただければと思いますので、イメージをご覧いただきたいということでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

JICA :

どうもありがとうございました。

次回は12月7日10時から12時となっております。次回の議事につきましては、2023年度の上半期の契約実績のご報告と変更契約、参加意思確認公募の点検をいただくということになっておりますので、対象案件のリスト等できましたら事前に抽出をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

本日は長時間にわたりまして、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

一同 :

ありがとうございました。

2023年度第2回契約監視委員会
議事次第

1. 日時： 2023年9月13日（水） 10:00～12:00
2. 場所： JICA本部229会議室（国内機関、在外事務所はTeamsでの参加）
3. 議事：
 - （1）競争性のない随意契約の点検
 - （2）コンサルタント等契約における相談・仲裁窓口の試行設置の検討について
4. 出席者：
 - （1）委員
伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
木下 誠也 日本大学危機管理学部（教授）
遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士）
佐野 景子 JICA 監事
 - （2）JICA
井倉 義伸 理事
調達・派遣業務部（事務局）三井 祐子部長 他
総務部審議役、企画部審議役、ガバナンス・平和構築部長

以上

2023年度第2回契約監視委員会案件リスト 競争性のない随意契約（本邦9件、在外3件（関連案件3件））

NO.	業務主管部門	契約件名	契約金額	契約締結日	履行期限	契約期間（月）	選定方法	契約相手方（共同企業体の場合は、代表者（企業名））	競争性のない随意契約理由	選定委員	選定理由・留意事項
(国内)											
コンサルタント等契約											
1	人間開発部	ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査（国内業務主体）業務実施契約	234,294,500	2023/02/02	2023/10/31	9	特命随意契約	共同企業体代表者株式会社国際テクノ・センター	本調査は、停戦時期が見通せていない中で、然るべき停戦や休戦と同時に必要な支援が進められるよう備えるための調査であり、速やかに着手・検討を行い、ウクライナのニーズについても応えられるように進めておくべく、緊急支援ニーズを迅速に把握・整理する必要がある。	伊藤、木下	(伊藤) 共同企業体の特命随意契約で金額が最大、契約期間が不明。(木下) 金額が大きい。どのようにして企業を選定したか。
システム関連（開発・運用・保守）											
2	情報システム部	有償資金協力システムの米ドル建て借款対応に係る結合試験、総合試験および要件変更にもなう取込業務	2,694,498,576	2022/12/08	2024/01/31	13	特命随意契約	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	本契約に必要な要件 ①有償システムの業務設計（処理機能、画面・帳票、テーブル等）及び基盤設計（ハードウェア・ソフトウェア構成、ネットワーク構成等）に関する知識、経験を有すること。 ②業務の継続性、効率性、及びシステム保守に関する責任が確保できること（故障発生時の対応含む）。 上記の要件を満たすのは、有償システムの設計及び開発、保守を委託している会社しかなく、有償資金協力業務にかかる各種債権管理情報のセキュリティ確保の観点からも、保守業務を委託している会社と契約することが必要である。加えて、今回の結合試験から移行作業は先行の基本設計から製造・単体試験工程の成果物に基づき、連続した後工程に対応するものであることから、前工程を担当した会社以外に委託する場合には、基本設計書や製造したプログラムを一から理解する作業や委託する会社の様式に合わせ再作成といった前工程をやり直す作業が発生することから開発コスト及び品質・進捗リスクとも非常に大きく対応が困難である。	伊藤、石村	(伊藤) 契約期間13か月、一月当たり金額が大きい。(石村) 本邦契約の中で最も金額的重要性が高い
3	調達・派遣業務部	新派遣システムの構築に係る工程監理	206,428,464	2022/04/25	2024/06/28	26	特命随意契約	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	契約相手先は要件定義時を実施した業者であり、新派遣システムの要件や派遣業務を熟知しており、会社以外に本業務を実施できる業者がないため。	遠山	(遠山) ① 随意契約理由からすると、本件と同種の契約については、要件定義に関する業務委託と工程监理に関するそれは実質的にワンセット（要件定義に関する業務委託先が工程监理に関する業務委託先となるのが原則）と理解すればよいのでしょうか。② 要件定義に関する業務委託先として本件の契約相手方を選定した際はどのような調達手続によったのでしょうか。
各種業務委託											
4	国際緊急援助隊事務局	2022年度 国際緊急援助隊用携行資機材等の保管等に係る業務（成田倉庫）	220,864,572	2023/01/21	2026/11/30	46	見積合わせ	共同企業体代表者JPTホールロジスティクス株式会社	2回公示しても応募者が決定しなかったため、見積合わせにより実施した。	遠山	(遠山) ① どのような業務なのでしょう。② 2回公示しても応募者が現れなかった又は落札者が決定しなかった要因としてどのような事情があるのでしょうか。
5	広報部	2022年度国内拠点へのJICA地球ひろば展示品の複製業務	16,672,700	2023/02/02	2023/03/31	1	特命随意契約	一般社団法人社会教育サポート	本展示品は企画競争により受注した再委託契約先により製作されたものであり、詳細な設計書は存在しないため、他社に発注する場合、設計からの追加コストがかなり妥当ではない。	遠山	(遠山) ① 複製が必要となることは、展示品の製作を委託した当初から予定されていたのでしょうか。② 仮に再委託が行われていなければ、委託先の下に詳細な設計書があり、これを入手することにより他社に発注することも可能だったのでしょうか。それとも、著作権等の関係で、いずれにしても他社への発注は不可能だったのでしょうか。③ 契約金額の妥当性はどのように検討なさったのでしょうか。
6	アフリカ部	サブサハラ・アフリカ地域向け円借款案件形成・実施促進に係るアドバイザー業務	10,653,480	2022/12/20	2024/03/29	15	特命随意契約	個人	本業務は、アフリカ円借特有の内部業務への精通、これら高い専門性を要する内部人材育成への貢献が求められる。特命予定相手方は、JICAの部長職等を歴任しており、本業務で求められる要件全てを満たす唯一の者と考えられることから、同氏との特命随意契約とする。	佐野	(佐野) 契約相手方はJICA職員OBと推察されること、特命随意契約にしていることから、OBのための雇用創出、「お手盛り」ではないか、との批判があり得るので、精査したい。
7	国内事業部	「国内機関の総合的あり方調査」による分析見直し調査	7,753,792	2022/08/17	2022/10/14	1	特命随意契約	日本経営システム株式会社	契約予定先（日本経営システム株式会社）は、2003年度調査及び2012年度調査の経験に基づき整理された国内機関の定量的な経済性分析の手法を保有しており、過去の数値実績との経年比較が可能となるため。	佐野	(佐野) 契約期間に比して高額であるとともに、本件における経済性分析の手法は特殊なものではないと思われる（加えて、本件業務の目的からして、発注者であるJICAが分析手法を理解しているべきである）ことから特命随意契約とする理由がわからないため、具体的な契約内容を確認したい。
製造（印刷製本含む）											
8	資金協力業務部	パンフレット「アフリカの地下水案件」作成及び電子データ作成	3,388,000	2023/01/25	2023/03/31	2	特命随意契約	株式会社国際開発ジャーナル社	取材・記事を国際開発ジャーナル社が作成し、「国際開発ジャーナル2022年4月号」に掲載されている（18ページ）。この既存記事を再活用することで、取材・原稿作成が省略できることから、別途調達するよりも、金額的にも時間的にも効率的であり、合理的であると判断できる。	佐野	(佐野) 特命随意契約とすることにより（取材・原稿作成を省略できることにより）、どれだけのコスト削減が見込まれていたのか、また、実際にそれが実現したのかについて、特命随意契約の必要性和契約金額の妥当性の観点から確認したい。
物品購入											
9	社会基盤部	ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト向け供与機材（建設機械等）の調達	366,760,000	2023/03/15	2023/10/06	6	見積合わせ	住友商事株式会社	戦時下にあるウクライナにおいて人々の生活を守るために、破壊された都市基盤の早急な復旧を目的とし、必要な資機材を緊急で調達する必要がある。	木下	(木下) 金額が大きい。どのように企業を選定したか。
(在外)											
ローカルコンサルタント											
10	東南アジア・大洋州部（インドネシア事）	Annual Subscription for Security Risk Information (1st April 2022 - 31 March 2023)	1,024,616	2022/04/01	2023/03/31	12	見積合わせ	Hill Konsultan Indonesia	見積合わせによる競争の結果、Hill Konsultan Indonesiaと契約することになった。他の応募者との比較においても価格面及びサービス提供においても優位である。	木下	(木下) ローカルコンサルタント契約の中で唯一の見積もり合わせ。見積もり合わせと特命随意契約との仕分けの考え方を知りたい。
賃貸借（家賃）											
11	南アジア部（インド事務所）	Lease Agreement for the Office at 16th Floor and Parking Slots of the Hindustan Times House (5th Aug., 2022-4th Aug.,2028)	374,559,493	2022/08/05	2028/08/04	72	特命随意契約	The Hindustan Times Ltd.	在外事務所の土地・建物の賃借契約及び付随する契約（指定業者による内装工事、建物管理契約等）は、位置・構造・性質等について代替性がなく、競争が困難であることが明らかであるため。	石村	(石村) 在外契約の中で、2番目に金額的重要性が高い契約。本契約は別の契約（Lease Deed for the Rooftop, Electricity and Furnishing for the Office at the Hindustan Times House (5 Aug 2022-4 Aug 2028)）と、契約先、契約締結日及び契約履行期限は、すべて同じで（特命随意契約）があるが、実質1契約ではないのでしょうか？分けている理由を教えてください。
11 (関連)	南アジア部（インド事務所）	Lease Deed for the Rooftop, Electricity and Furnishing for the Office at the Hindustan Times House (5 Aug 2022-4 Aug 2028)	16,290,623	2022/08/05	2028/08/04	72	特命随意契約	The Hindustan Times Ltd.	在外事務所の土地・建物の賃借契約及び付随する契約（指定業者による内装工事、建物管理契約等）は、位置・構造・性質等について代替性がなく、競争が困難であることが明らかであるため。	石村	上記関連案件
12	南アジア部（インド事務所）	Supplementary Agreement for Infrastructure/Facilities for the Office at the Hindustan Times House (5 Aug 2022 - 4 Aug 2028)	684,212,808	2022/08/05	2028/08/04	72	特命随意契約	Earthstone Holding (Three) LLP	在外事務所の土地・建物の賃借契約及び付随する契約（指定業者による内装工事、建物管理契約等）は、位置・構造・性質等について代替性がなく、競争が困難であることが明らかであるため。	伊藤、石村	(伊藤) 本賃貸借契約に加えて、多額の管理・保守契約を別に2件（Maintenance Agreement for the Office at 16th Floor at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)及びMaintenance Agreement for the Rooftop Space for the Office at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)）している理由。(石村) 在外契約の中で、最も金額的重要性が高い契約。本契約は別の2契約（Maintenance Agreement for the Office at 16th Floor at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)及びMaintenance Agreement for the Rooftop Space for the Office at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)）と、契約先、契約締結日及び契約履行期限等は、すべて同じ（特命随意契約）であるが、実質1契約ではないのでしょうか？分けている理由を教えてください。
12 (関連)	南アジア部（インド事務所）	Maintenance Agreement for the Office at 16th Floor at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)	127,065,708	2022/08/05	2028/08/04	72	特命随意契約	Earthstone Holding (Three) LLP	在外事務所の土地・建物の賃借契約及び付随する契約（指定業者による内装工事、建物管理契約等）は、位置・構造・性質等について代替性がなく、競争が困難であることが明らかであるため。	伊藤、石村	上記関連案件
12 (関連)	南アジア部（インド事務所）	Maintenance Agreement for the Rooftop Space for the Office at the Hindustan Times House (5th Aug, 2022-4th Aug, 2028)	3,291,858	2022/08/05	2028/08/04	72	特命随意契約	Earthstone Holding (Three) LLP	在外事務所の土地・建物の賃借契約及び付随する契約（指定業者による内装工事、建物管理契約等）は、位置・構造・性質等について代替性がなく、競争が困難であることが明らかであるため。	伊藤、石村	上記関連案件

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査 (国内業務主体)
(2) 契約金額	234,294,500 円
(3) 履行期間	2023 年 2 月 2 日～2023 年 10 月 31 日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社国際テクノ・センター 構成員：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
(5) 担当部署	人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

2. 背景・経緯

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略開始以降、同国の保健セクターには甚大な被害が生じており、2022 年 9 月時点において、直接的被害額は 14 億ドル、復旧・復興ニーズは 151 億ドルと試算された。これに対し、ウクライナ政府は、戦時下における保健医療サービス提供の継続に加え、侵攻を受け新たに生じている保健施設の復旧、メンタルヘルスや身体リハビリ等に関するニーズに早急に対応するとともに、中長期視点において保健システムの改革や人的資本・質や技術の向上を行う必要性を表明している。我が国としても、ウクライナの緊急復旧・復興に向けて迅速な支援を検討する必要があることから、緊急的なニーズの高い保健施設への支援、さらには中長期的な協力計画の策定に必要な情報収集を緊急に行うため、本調査を実施するに至った。

3. 業務内容

ロシアによる侵攻開始以降のウクライナ保健医療分野における現況・課題・支援ニーズ・他ドナーの動向等について情報収集を行う。具体的な調査項目は以下のとおり。

- ・ ウクライナ政府の保健医療分野の政策・方針、取組、概況・実施状況の把握、課題分析
- ・ ウクライナ政府が策定した復興計画の内容分析（予算、実施体制、政府側キャパシティ、事業リスク、留意点）
- ・ 主要保健施設の被害状況、保健医療サービスの現状と課題
- ・ 復興ニーズにかかる概況
- ・ 国際機関・他ドナー・国際 NGO による支援状況・計画・ニーズギャップの分析
- ・ 第三国におけるウクライナ支援の概況、調達事情等の確認

4. 見積り合わせの理由

本調査は、ウクライナに対し、早急に実施可能な保健医療分野支援を計画するとともに、同国内における安全が確保され事業展開が可能となった際、必要な支援を迅速に開始できる

よう備えるために実施するためのものであることから、速やかに着手する必要があった。加えて、本調査の契約準備時点において、日本政府・外務省は、2023年5月に開催されたG7サミットにおける補正予算を含めたコミットメントと成果の表明を目指しており、本件はその緊要性からその当時国会で審議中の補正予算の対象案件に含まれることとなり、可能な限り早期の開始が求められた。これには、契約締結までに数か月を要する通常の競争性のある選定方法では間に合わないため、見積合わせ（競争性のない随意契約）にて行い、見積書以外にも業務の内容に係る提案書を提出させることにより、価格以外の要素を加味して契約交渉相手方を選定した。

見積依頼先は、保健医療分野の無償資金協力準備調査や医療コンテナでの単独受注または共同企業体代表者の実績のある13者とし、共同企業体を結成しての提案を認めた。その結果、(株)国際テクノ・センター及び(株)オリエンサルコンサルタンツグローバルの共同企業体（以下「①」とする）、(株)シーディーシー・インターナショナル及び(株)コーエイリサーチ&コンサルティングの共同企業体（以下「②」とする）の2社が見積書及び提案書を提出した。見積価格の評価では両者とも予定価格内であったが②の方が安価であった。価格以外では、(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務従事予定者の経験・能力、(3)業務の実施方針の3項目で評価したところ、(1)(2)において①の評価が高く、(3)は同等であった。本調査は、現在戦時下にあるウクライナにおいて、刻々と変化する状況に応じ、最も効果的な協力の提案を行う高度な能力が求められるものであることを踏まえ、価格以外の評価を重視し、①を交渉順位第一位として、②を交渉順位第二位として契約交渉を行い、①と契約に至った。

5. 積算根拠及びその妥当性

主として国内業務を想定していることから、コンサルタント契約（国内業務主体）の基準を使用した。人日及び直接経費については、類似の調査業務の契約実績等に基づき、本業務に必要と想定される内容を積算した。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	有償資金協力システムの米ドル建て借款対応に係る結合試験、総合試験および要件変更にともなう取込業務
(2) 契約金額	2,694,498,576 円
(3) 履行期間	2022 年 12 月 8 日～2024 年 1 月 31 日
(4) 契約相手名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(5) 担当部署	情報システム部システム第二課

2. 背景・経緯

有償資金協力システム（以下「有償システム」。）は、有償資金協力業務の案件監理及び債権管理に関する各種処理や帳票作成、並びに各種統計処理を行っている。

一般競争入札（2013 年 3 月公告）の結果落札した株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下、「同社」という。）と「新有償資金協力システムの構築」委託業務」契約を締結し、2017 年 11 月に稼働開始。

有償システムの構築が開始された時点では想定されていなかった米ドル建借款の取扱いについて、2015 年の政府方針を受けて外貨建て商品を制度化し、有償システムの改修にて対応することを 2019 年 8 月開催の情報システム委員会で決定。同社との間で要件定義工程支援業務を契約、2020 年 7 月末に完了。基本設計工程業務を契約、2021 年 8 月末に作業完了。続いて詳細設計、製造・単体試験工程業務を契約、2022 年 11 月末完了。2022 年 12 月に本件契約及びユーザ確認テストと融資、契約等データの移行作業支援の契約を締結している。

3. 業務内容

有償システムにおける米ドル建て借款対応として前工程までに実装、単体試験を行ったプログラムに対する結合試験、総合試験を実施および要件変更にともなう取込業務を実施する。

(1) 結合試験

実装、単体試験まで完了したプログラムに対し基本設計書通りに製造されていることを確認する試験を行う。

(2) 総合試験

結合試験まで完了したプログラムに対しシステム全体の業務連続性が要件定義書通りに動作することの確認を行う。

(3) 変更要件の取込

前工程である製造、単体試験工程の期間に発生した業務要件及び基本設計の変更（追加）に対して、改めて、要件の把握、仕様を確定し、要件定義、基本設計、詳細設計、製造、単体試験業務を行う。合わせて本プロジェクトの並行開発案件として開発され

た機能の取込作業を行う。

4. 特命随意契約の理由

本契約に必要な要件は以下の通り。

- ① 有償システムの業務設計（処理機能、画面・帳票、テーブル等）及び基盤設計（ハードウェア・ソフトウェア構成、ネットワーク構成等）に関する知識、経験を有すること。
- ② 業務の継続性、効率性、及びシステム保守に関する責任が確保できること（故障発生時の対応含む）。

上記の要件を満たすのは、有償システムの設計及び開発、保守を受託している同社しかなく、有償資金協力業務にかかる各種債権管理等情報のセキュリティ確保の観点からも、保守業務を委託している同社と契約することが必要である。加えて、今回の結合試験から移行作業は先行の基本設計から製造・単体試験工程の成果物に基づき、連続した後工程に対応するものであることから、前工程を担当した同社以外に委託する場合には、基本設計書や製造したプログラムを一から理解する作業や委託する会社の様式に合わせ再作成といった前工程をやり直す作業が発生することから開発コスト及び品質・進捗リスクとも非常に大きくなり対応が困難である。

5. 積算根拠及びその妥当性

工数単価 1,200,000 円は従来有償システム開発時に適用している単価を引き続き適用（2017年11月以降の新規契約では一貫してこれを使用）。当該単価は（株）JECG「サービス商品価格表」（2022年1月発行）に公表されている各社の一般SEクラス単価（人月単価1,920,000円）より安価であるため妥当と判断。

工数に関しては開発役務とプロジェクト管理に分け積算。開発役務の工数は現行有償システム構築時の実績より基本設計書頁数に対する試験項目数の規模算出係数を設定。基本設計工程で作成した設計書の新規作成、修正の実績ページ数に規模算出係数をかけ合わせた試験規模と過去の機能追加対応業務等における生産性実績より工数を算出。プロジェクト管理の工数は、各タスクの作業頻度や所要時間及び従事者人数の積み上げにより算出。

また積算結果については、情報システム部内の第三者（情報システム企画開発技術支援要員）による妥当性も確認も実施済。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	新派遣システムの構築に係る工程監理
(2) 契約金額	206,428,464 円
(3) 履行期間	2022年4月25日～2024年6月28日
(4) 契約相手名称	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社
(5) 担当部署	調達・派遣業務部計画・調整課

2. 背景・経緯

2020年11月から2022年5月にかけて、みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社（以下、みずほ社）に新派遣システムの要件の検討（要件定義）を委託（一般競争入札（総合評価落札方式））し、検討結果を仕様書に纏めた。新派遣システムは大規模かつ複雑であるため、仕様及び技術的知見や工程監理の専門性を有する者が第三者として客観的に工程監理し、システム構築事業者の業務を評価する必要がある。

上記に鑑みて、本業務に求められる要件を、4. 特命随意契約の理由の通り3点とした。同要件を満たす業者は、新派遣システムの要件を熟知しているみずほ社のみであることから、同社との間で特命随意契約を締結した。

3. 業務内容

本業務の概要は以下のとおり。

- ① 進捗管理・品質管理・変更管理・課題管理・関係部署調整等支援等
- ② 要件確認支援
- ③ 基本設計作業支援
- ④ 詳細設計作業支援
- ⑤ 受入テスト支援
- ⑥ 移行・教育支援
- ⑦ クラウド・ハードウェア・ソフトウェア設計、調達支援
- ⑧ 重点監視支援
- ⑨ 業務運用設計支援

4. 特命随意契約の理由

同社と特命随意契約をした理由は以下のとおり。

- ① 現行及び新システム稼働後の業務フローの理解

新派遣システムの要件定義の契約において、機構の専門家及び調査団の派遣業務の内容や課題を把握した上で、最適な新システムの要件を纏めた経緯があり、現行及びシステム

稼働後における、一連の業務に係る手続きについて熟知している。

② 正確な業務理解の下での設計やテスト工程での確認

350以上の機能数を想定した新派遣システムの要件定義業務を通じて、同システム構築、更改の目的とその機能を十分理解し、正確にシステム構築事業者に伝達できる。また、設計やテスト工程において、機能要件が実現できていることを確認するとともに、機構職員がレビューすることを支援できる。

③ 業務の質を担保及び効率的な業務遂行

みずほ社が約1年半を要して熟知した内容を、他の業者が短期間で理解することは極めて困難である。

システム構築業者の提案及び設計が要件定義に沿った内容であるか、確実にシステムとして具現化されているかを評価し、期日に沿って円滑に工程監理を遂行することは、効率性・確実性の観点から、要件定義の内容を熟知した同社以外不可能である。

なお、要件定義に関わる業者がその要件通りに設計、開発が行われているのかを管理することが最も適しているため、同一の業者に委託することが一般的である。

5. 積算根拠及びその妥当性

(1) 工数

主たる業務に対して、以下の工数を積み上げた。(※丸数字は3.の番号に相当)

- 進捗や品質管理、関係者との調整等支援 (①) : 29.1 人月
- 要件確認、基本設計、詳細設計支援 (②~④) : 36.4 人月
- 受入テスト支援 (⑤) : 8.1 人月
- その他 : 8.8 人月

合計 : 82.4 人月

新派遣システムの構築に要する工数は1,000人月と想定され、工程監理に係る工数は82.4人月である。一般的にシステム開発におけるプロジェクト管理の割合は10%前後であるが、本業務では8.2%であり、工数は妥当と判断した。

(2) 単価

過去に派遣システム関連の工程監理や要件定義支援業務を委託したコンサルタント2社と比較し、本業務の単価は同等かやや低い金額であった。

また、本業務では、みずほ社が2021年度に改訂した単価を採用したため、同社に別契約で委託した「要件定義」の金額より低い。以上により単価は妥当と判断した。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2022年-2026年度 国際緊急援助隊用携行資機材等の保管等に係る業務（成田倉庫）
(2) 契約金額	220,864,572 円
(3) 履行期間	2023年1月22日～2026年11月30日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者 JP トールロジスティクス株式会社 （構成員株式会社ロジ・レックス）
(5) 担当部署	国際緊急援助隊事務局 緊急援助第一課

2. 背景・経緯

海外における大規模災害の発生時において、JICAは「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、外務大臣命令に応じ、資機材輸送の手配を含め国際緊急援助隊の派遣に必要な業務を担い、国際緊急援助隊事務局（以下、JDR事務局）がその業務を実施している。

救助チームは海外での災害有事における外務大臣による派遣命令の発出後24時間以内に日本を出発することが、また、医療チームは同48時間以内に出発することが、迅速性を示す指標の一つとなっている。また、特に救助チームについては、INSARAG（国際搜索救助諮問グループ）による国際認証基準として、10時間以内に本邦を出発することが求められ、JDR事務局は、緊急援助隊の資機材を速やかに空港へ運び、国際輸送できる体制を整えることが必要。

かかる状況を踏まえ、国際緊急援助隊事務局は、国際緊急援助隊を迅速に派遣するため、日本における主要空港であり、羽田空港と比較し国際線フライト数、貨物取扱量が多く通関機能も充実している成田空港の近隣に、同隊の携行資機材を保管する施設を設置し、有事に備えて資機材の保管及び国際輸送業務を行う体制を整える必要があり、本契約を締結する必要がある。

3. 業務内容

業務の内容は大きく2つに分かれる。1つは平時において国際緊急援助隊が携行する資機材等をいつでも国際輸送できる状態で保管する業務（通常業務）であり、もう1つは大規模な災害が海外で発生した有事において、当該資機材等を迅速に輸送する業務（特別業務）である。

(1) 通常業務

資機材の保管・管理、在庫管理、消耗品の交換、定期充電、ラベリング作業、梱包作業、緊急対応及び連絡体制の整備・維持等

(2) 特別業務

各種出入庫に係る棚出し・荷積み・荷卸し・棚入れ、梱包、ラベリング、緊急国内輸送、通関、国際輸送等

4. 見積り合わせの理由

2022年5月及び10月に二度にわたり公告し、公告前には過去にJICAとの間で倉庫や国際輸送の契約実績をもつ5者（株式会社ロジ・レックス、株式会社近鉄エクスプレス、日本通運株式会社、西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」）、JP トールロジスティクス株式会社（以下「JP トール」））に対し応募勧奨を行ったものの、一度目の公告においては一者のみの応募となり、技術提案書評価の結果入札不調となった。二度目の公告においては、応募勧奨した者のうちの2者が関心を示したが、1者はJICAが導入した電子入札システムへの対応ができず応札に至らず、1者は技術提案書を提出したものの評価の結果入札不調となった。この後、上記5者へのヒアリングを行ったところ、西鉄を除く4者が本件契約に改めて関心を示したため、複数者による見積り合わせが可能と判断し、会計規程23条第16号の不落随意契約として見積り合わせを実施した。なお見積り合わせ中、2者から見積り提出辞退の連絡がありその理由を確認した結果、契約には強い関心を持ったものの、応札や見積り合わせまでに倉庫の手配を行うことが難しかったと説明があった。当該2者とも国内に多くの倉庫を有する大手だが、応札や見積り合わせ時点で条件を満たす倉庫を確保できず、また社の方針として他者倉庫を借り上げることはしないということであった。見積り合わせでは残りの2社（JP トールとロジ・レックス）の共同企業体のみが応募し、その提案内容を確認したところ、業務委託で求める能力を有していると評価でき、また価格も予定価格以下であったことから、当該業者を契約相手方として選定した。

5. 積算根拠及びその妥当性

当事務局と倉庫業務を主として国際輸送を含む契約を締結しているロジ・レックス（成田）、日本通運（ドバイ）、JP トール（シンガポール）、及び西日本鉄道（マイアミ）の各社に「参考見積書」の提出を依頼し、予定価格（契約充当可能額）を算出した。ただし、西日本鉄道は本契約に関心を示さず参考見積り準備に応ぜず、JP トールは参考見積り徴取時点において成田周辺で倉庫を確保できておらず不提出、ロジ・レックス社は安価であったが、国際輸送部門に課題を抱えていたことからその価格を採用せず、よって日本通運の価格（単価）を採用して、積算を行った。

6. 補足説明

国際緊急援助隊事務局は備蓄している資機材を極めて短時間のうちに国際輸送する必要があることから、倉庫契約と国際輸送契約を一体として運用する必要があり、従来から本契約は平常時業務と特別業務を満たす内容としている。両業務に長ける者は複数社存在するが多くはなく、入札のタイミングにより、これら者のうち十分な広さのある倉庫スペースを確保できるといった条件を満たす者が限定されてしまう可能性がある。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2022 年度国内拠点への JICA 地球ひろば展示品の複製業務
(2) 契約金額	16,672,700 円
(3) 履行期間	2023 年 2 月 2 日～2023 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	一般社団法人社会教育サポート
(5) 担当部署	広報部地球ひろば推進課

2. 背景・経緯

SDGs や国際理解教育への関心の高まりを受け、児童・生徒たちにわかりやすい教材として、国内拠点から、外部出展または外部貸出向けに地球ひろば展示品の複製にかかる要望が寄せられていた。そこで国内拠点に JICA 地球ひろば展示品の複製にかかる要望をヒアリングした結果、9 拠点から要望が挙がったため、主として学校教育現場や外部団体主催イベントにおける活用を目的とし、JICA 地球ひろば展示品の複製を行ったもの。

3. 業務内容

JICA 地球ひろばで製作・展示された基本展及び企画展の展示品計 30 種について、計 115 の複製および国内 9 拠点への輸送並びに 1 拠点での設置。

4. 特命随意契約の理由

本契約の対象となるオリジナルの展示品は、受託先の公益社団法人青年海外協力協会(以下「JOCA」という。)が、再委託契約により製作したものである。

本展示品は、再委託先から提案のあった基本仕様を基に、制作過程で都度発注者に確認・調整を行いながら制作したため、詳細な設計書が作成されておらず、他社が複製を行う場合、現存する展示品をもとに設計の検討・確認から制作方法の検討、試行品の制作等までを行う必要性があり、設計からの追加コストに鑑み妥当ではない。

よって、本展示品の複製を調達するには、同社のみが契約相手方となる。また、輸送及び設置についても、付随する業務として、一貫して委託することが合理的であり、特に設置については、企画の一部を為すため、分割して発注することは不可能である。

5. 積算根拠及びその妥当性

オリジナルの展示品制作時の実績および前年度の類似業務にかかる契約実績並びに原材料費の高騰等のヒアリング内容を参考に算出。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	サブサハラ・アフリカ地域向け円借款案件形成・実施促進に係るアドバイザリ業務
(2) 契約金額	10,653,480 円
(3) 履行期間	2023年1月4日～2024年3月29日
(4) 契約相手名称	個人
(5) 担当部署	アフリカ部計画・TICAD 推進課

2. 背景・経緯

JICA が、TICAD8 で日本政府がコミットしたサブサハラ・アフリカ（SSA）の円借款事業形成を推進するには、供与国のマクロ経済状況への留意、難易度の高い案件形成、実施監理に加え、アフリカ開発銀行（AfDB）との連携スキーム（EPSA）の下で実施される協調融資（ACFA）の手続きへの十分な理解が必要。他方で、①アフリカ部や事務所で円借款案件の形成（マクロ経済状況分析含）や監理の経験を有する職員等の人数は限定的であり、また、②SSA 地域の多くは円借款実績が少なく、先方政府機関が円借款の案件形成や案件監理方法に精通していないため、SSA 地域での円借款案件の形成や監理は容易ではない状況。

このため、マクロ経済分析を含む案件形成や案件監理を ACFA の手続きも踏まえながら、アフリカ部や事務所員が実施するためには、早急な内部人材の能力強化が不可欠。他方で、内部でこれを指導できる経験を持つ人材確保が困難なため、これら経験や知見を持つ外部人材による内部の人材育成を通じて課題解決を図る必要性があった。

3. 業務内容

- (1) アフリカ部職員や担当事務所員（ナショナルスタッフ含む）等の人材育成・研修等に関する課題分析の支援及び改善策の提案・実施支援業務
- (2) アフリカ部職員や担当事務所員等に対する新規案件の形成（マクロ経済分析、発掘、形成、審査、事前通報・交換公文、借款契約）に関する課題分析の支援及び対応方針の提案・実施支援業務
- (3) アフリカ部職員や担当事務所員等に対する実施中案件の監理に関する課題分析の支援及び対応方針の提案・実施支援業務

4. 特命随意契約の理由

本業務においては、マクロ経済分析を含む案件形成や、EPSA の下で実施される ACFA の手続きを踏まえた上での案件監理等、高い専門性に基づく内部人材育成への貢献が求められる。具体的な要件は次の通り。

- (1) アフリカ向け円借款事業に関する実務上の知見と管理業務経験（マクロ経済分析を含む）
- (2) AfDB との協調融資案件に関する案件形成、実施監理経験
- (3) 国際機関、援助機関における総括的なプロジェクトマネジメントに係る経験

契約相手方は、JICA 審査部長や南アジア部長等を歴任しており、マクロ経済分析やインフラ事業を中心とした案件発掘・形成、審査（環境社会配慮面を含む）、監理、特に案件監理における調達・工事契約監理（アジャジャケーション、仲裁、調停等の紛争解決を含む）に精通している。加えて、アフリカ部専任参事として同地域の円借款支援を行った経験や、ケニア運輸省への専門家派遣等の経験もあり、SSA 地域における円借款事業に関する知見や、国際機関等との援助協調の経験、アフリカ部や担当事務所の状況に関する理解も有する。

このように、契約相手方は、本業務で求められる上記（1）～（3）の全ての要件を満たす唯一の者と考えられ、同様の高度な経験や知見を有する人材を JICA の内外問わず確保することができないことから、同氏との特命随意契約を締結した。

5. 積算根拠及びその妥当性

本契約は、「日額報酬単価型業務委託契約（準委任契約）について（執務参考資料）」（JICA（OU）第 202208170030 号）に該当する契約であり、本制度に基づき積算を行っている。本契約金額は、上記単価と以下の業務量を乗算し概算したものであり、妥当である。

業務量は、一週間あたりおよそ 6 割にあたる 3 営業日業務に従事することを想定し、契約期間（2023 年 1 月～2024 年 3 月末）では上限 182 日間を業務に従事するものと算定した。この理由として、①上記 3. に係る業務量は現在アフリカ部で実施及び形成中の案件状況に鑑みて、アフリカ部として少なくとも週 3 営業日の業務従事を求める必要があったこと、②契約相手方に相談したところ、同氏からも週 3 営業日までであれば従事可能との回答があったことを踏まえて、契約で定める業務量を決定した。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	「国内機関の総合的あり方調査」による分析見直し調査
(2) 契約金額	7,753,792 円
(3) 履行期間	2022 年 8 月 17 日～2022 年 10 月 14 日
(4) 契約相手名称	日本経営システム株式会社
(5) 担当部署	国内事業部計画・国内連携推進課

2. 背景・経緯

2019 年度以降、資源配分戦略の策定及びファシリティマネジメント委員会の設置により、施設保有に係る組織的な検討体制が整備され、国内機関施設の老朽化に対する大規模修繕の検討と並行して、管理的経費を圧迫する施設の在り方が検討されている。10 か所の国内機関宿泊施設のうち、2024 年度までに 1 か所の削減を目指す方針が 2019 年度の資源配分戦略で示され検討が進められたものの、候補施設が所在する自治体等との関係及び法的位置づけ等によりいったん白紙となり、2022 年度経営・資源戦略において同年度内を目途に改めて検討・整理することとなった。本調査は、国内機関の再編及び施設建替を検討するために実施した、2003 年度の「国内機関の総合的あり方調査」及び 2012 年度の「国内拠点が実施する業務の効率的実施に向けた分析調査」の手法を踏襲し、管理的経費抑制の観点をもつて、コスト分析にもとづく定量的な検証を行うことを目的として実施した。

3. 業務内容

2003 年度調査で示された「(宿泊施設を保有する) 国際センターの効率性分析」に係る以下のコスト分析について、宿泊施設を保有する 10 拠点を対象に検証を実施する。

① 宿泊機能の効率性分析

a. 一泊あたり滞在コスト算出

- ・対象拠点：宿泊施設を保有する 10 拠点
- ・所要コストのパターン分析：外部流出コスト、償却負担コスト（減価償却費まで含む）、金利負担コスト（土地評価額及び償却資産簿価 2%まで含む）
- ・2003 年度調査時の経費実績をベースとした 2019 年度経費データの分析
- ・試算前提条件の確認・整理（按分比整理に係る宿泊機能対象施設の確認（医務室、娯楽室等の研修員の福利厚生施設の維持管理コストも含む等）

b. 一泊あたり滞在コストの分析

- ・宿泊機能の効率性分析
- ・一泊あたり滞在コストを左右している主な要因（入館率等）

- c. 民間ホテルとのコスト比較・分析
 - ・国際センターと民間ホテルを比較した場合のコスト差異要因
- d. 国内拠点特有の付加価値の試算（定量化）
 - ・国際センターの付加価値を生む施設機能に係る民間ホテル料金に換算したコスト試算（定量化）

② セミナールーム機能の効率性分析（2019年度及び2021年度実績ベース）

- a. 民間施設とのコスト比較分析
 - ・民間施設データ収集（想定：国内機関の周辺／センター所在県の県庁所在地の同等規模）
- b. 国内機関セミナールームのコスト算出（単位：時間・坪あたり）

③ 事務所機能の効率性分析（2019年度及び2021年度実績ベース）

- a. 民間施設とのコスト比較分析
 - ・民間施設データ収集（想定：国内機関の周辺／センター所在県の県庁所在地の同等規模）
- b. 国内機関管理棟・管理事務所スペースのコスト算出（1カ月・坪あたり）

4. 特命随意契約の理由

日本経営システム株式会社（以下、JMS社）は、2003年度及び2012年度の調査を通じて国内機関の中長期的な施設のあり方検討を行う上で重要となる定量的な経済性分析手法を有しており、今回の調査においても同分析手法を適用することで、過去の数値実績との経年比較が可能となる。また、国内機関の運営コストにかかる経済性分析を行うためには、分析手法を有しているのみならず、全国内機関の事業、施設概要、運営形態/体制、課題等を十分に把握していることが重要である。今回の中長期的な施設のあり方検討においては、2022年以内に一定の方向性を示すために10月初旬までには分析結果が必要とされたことから、短時間で全国内機関の担当事業・施設概要、運営形態/体制、課題等を把握・整理した上で業務を完了できるのはJMS社のみであると判断し、特命随意契約により同社を選定し調査を実施することとした。また、新たな契約先が受注した場合、国内機関の現状把握、理解等のための工程およびコストが必要であるが、JMS社に本調査を依頼することによりコストの面でも効率的であった。なお、2012年度の調査は、総合評価落札方式にて同社が選定されている。

5. 積算根拠及びその妥当性

国土交通省の積算基準（直接人件費単価及び間接経費率）を用いて契約充当可能額/予定価格を算出した。工数に関しては、JMS社から提出された参考見積について2012年度調査時の実績工数もふまえて検証し、適正と判断し、その工数を採用した。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	パンフレット「アフリカの地下水案件」作成及び電子データ作成
(2) 契約金額	3,388,000 円
(3) 履行期間	2023 年 1 月 25 日～2023 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	株式会社 国際開発ジャーナル社
(5) 担当部署	資金協力業務部実施監理第三課

2. 背景・経緯

2021 年にプロジェクト研究「アフリカ諸国井戸データベース構築に向けた情報収集業務」にてアフリカ 25 か国で過去に無償資金協力で建設された約 17000 本の井戸情報をデータベース化した。このデータベースの紹介に加え、1980 年から長年にわたりアフリカ各国で実施した村落給水事業に関して、先方実施機関、一般市民、ドナー、有識者等の JICA 事業への理解・支持促進に貢献することを目的としてパンフレット(日・英・仏)としてまとめ、各国に紹介することとしたもの。

3. 業務内容

- (1) パンフレットの作成(A4 サイズ、カラー、20 ページ、和文 240 部、英文 300 部、仏文 240 部)
- (2) パンフレット情報の電子データ作成(和文、英文、仏文)

4. 特命随意契約の理由

国際開発ジャーナル社は TICAD 特集として「国際開発ジャーナル 2022 年 4 月号」にて村落給水事業について過去の JICA 事業の振り返りを行っており、上記井戸データベースの紹介も行っている。この既存記事を再活用することで、取材・原稿作成が省略できることから、別途調達するよりも、金額的にも時間的にも効率的であり、合理的であると判断した。

5. 積算根拠及びその妥当性

国際開発ジャーナル社以外の 2 社から取り付けた参考見積書では、取材・原稿作成・編集には、約 120～179 万円が必要となっていたところ、国際開発ジャーナル社との特命随意契約では 15 万円に抑えることができた。これは、既存の原稿を活用することで、関係者 4 名へのインタビュー・寄稿や過去の案件（8 事例）に関する取材を省略することができたことによる。

【積算内訳】

業務内容	言語	単価	数量	単位	計	積算根拠	3者比較
編集・デザイン	和文	150,000	1	1	150,000	参考見積書	ジャーナル：150,000円 タロウズ：1,000,000円 アドスミス：680,000円
	英文	500,000	1	1	500,000	参考見積書	ジャーナル：500,000円 タロウズ：言語対応不明 アドスミス：言語対応不明
	仏文	500,000	1	1	500,000	参考見積書	ジャーナル：500,000円 タロウズ：言語対応不明 アドスミス：言語対応不明
翻訳	英文	350,000	1	1	350,000	参考見積書	ジャーナル：350,000円 ACN：384,000円
	仏文	400,000	1	1	400,000	参考見積書	ジャーナル：400,000円
印刷・電子データ	和文	390,000	1	1	390,000	参考見積書	ジャーナル：390,000円 タロウズ：108,000円 アドスミス：302,000円
	英文	400,000	1	1	400,000	参考見積書	ジャーナル：400,000円 タロウズ：言語対応不明 アドスミス：言語対応不明
	仏文	390,000	1	1	390,000	参考見積書	ジャーナル：390,000円 タロウズ：言語対応不明 アドスミス：言語対応不明

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト向け供与機材（建設機械等）の調達
(2) 契約金額	366,760,000 円
(3) 履行期間	各機材の納入期限は契約書附属書「物品目録」のとおり
(4) 契約相手名称	住友商事株式会社
(5) 担当部署	社会基盤部都市・地域開発グループ

2. 背景・経緯

ウクライナでは、2023年2月時点で、ロシア軍のウクライナへの侵略により、シェルターへの避難や計画停電を余儀なくされるなど、厳冬の人々の生活は益々厳しい状況となっていた。戦闘が継続し、停戦時期が見通せない中ではあるが、国内外に避難した人々の帰還を進め、社会・経済活動を継続する上でも、戦禍により大きな被害を受けた生活基盤の復旧を可能な範囲で早急に進める必要があった。また、ロシア軍の攻撃により破壊された建物・施設・道路等から発生した大量の瓦礫がインフラ復旧・復興の障害とならぬよう、早期に除去・処理を進める必要性が高かった。かかる背景を踏まえてウクライナ政府は、インフラ復旧・復興に向けて緊急開発調査「緊急復旧・復興プロジェクト」を我が国に要請し、JICAは同プロジェクトの投入の一部として、破壊されたインフラ等の復旧に資する機材の供与を行うことになったもの。

3. 業務内容

ウクライナ政府地方・国土発展・インフラ省が所掌するセクターのインフラ関連機材（瓦礫処理、運輸交通、上水等）をスペアパーツ含めて調達するもの。住友商事株式会社は本契約においてその一部を受注した。

4. 見積り合わせの理由

上記「2.背景・経緯」に記載のとおり、戦時下にあるウクライナにおいて人々の生活を守るために、破壊された都市基盤の早急な復旧を目的とし、必要な資機材と数量を緊急で調達する必要があった。

そこで見積り依頼先は、全省庁統一資格を有し、過去にJICAの実施する建機等の機材調達案件の受注・納入実績や市場調査の結果を踏まえ、迅速な機材調達が可能と判断される社を選定理由として、12社を選定した。交渉順位の決定及び受注業者の選定にあたっては、機材費の見積金額とともに、納入期限（できるだけ早い方を評価）と納入台数（できるだけ必要な数量を多く確保できる方を評価）等の条件を満たした提案を提出した者から順に交渉順位

を決定し、交渉の結果を踏まえて受注業者を選定した。

5. 積算根拠及びその妥当性

メーカーからヒアリングした機材単価に、想定台数を乗じ、受注者（商社）のマーヅンを加味して積算した内容を根拠とした。

以 上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Annual Subscription for Security Risk Information (1st April 2022 - 31 March 2023)
(2) 契約金額	合計: IDR120,401,355 (1,024,616 円)
(3) 履行期間	2022年4月1日から2023年3月31日まで（1年間）
(4) 契約相手名称	PT Hill Konsultan Indonesia (Hill and Associates)
(5) 担当部署	インドネシア事務所総務安全班

2. 背景・経緯

インドネシア滞在中の JICA 関係者への安全対策の一環として、事件や災害等が発生した際に注意喚起および安否確認を行うが、その際に必要となる情報を常時提供できるサービスが必要となる。具体的には、インドネシア全土での治安情報について日報ベースで最新の情報をメール等で入手する必要がある他、大型地震発生時あるいはその他の緊急事案においては、SMS 等を通じ即時に速報の受信することが必要であることから本件契約を締結したものの。

3. 業務内容

- ・ SMS アラートサービスの提供：有事が発生した際に、携帯電話のショートメッセージでアラートを配信する
- ・ 治安情勢日報の提供：日々のインドネシア国内治安情勢についてのレポート及びデモ・集会情報を配信

4. 見積り合わせの理由

根拠規程：会計規程第 23 条第 9 号に基づく随意契約

予定価格設定時点では 1,000,000 円を超えていなかったため見積り合わせとしたもの。インドネシア国内には、Hill and Associates 社の他に国際的な民間セキュリティー会社である Control Risk 社が事業を実施しているが、日報や緊急時の SMS 配信等の即時サービスを行っていないため、同様のサービスを有する Concord Consulting 社と見積り合わせを実施。価格及びサービス内容から Hill and Associates 社を選定したものの。

特定の供給者との間で契約しなければ、契約の目的が達成できない場合には、特命随意契約を検討するが、本件においては 2 社からの見積り書徴収が可能であったため、見積り合わせとした。

5. 積算根拠及びその妥当性

Hill and Associates の提示する年間基本料金 IDR111,701,355 及び SMS アラートサービス追加分の合計額 IDR120,401,355 について従前の同社との契約価格と比較して妥当と判断し、予定価格とした。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	①Lease Deed for the Office at 16th Floor and Parking Slots of the Hindustan Times House ②Lease Deed for the Rooftop, Electricity and Furnishing for the Office at the Hindustan Times House
(2) 契約金額	①220,747,235.04 インドルピー(INR) (≒374,559,493 円) ②9,600,904.80 インドルピー(INR) (≒16,290,621 円)
(3) 履行期間	2022年8月5日～2028年8月4日
(4) 契約相手名称	The Hindustan Times Ltd.
(5) 担当部署	南アジア部（インド事務所）

2. 背景・経緯

本件はインド事務所の入居するビルの執務フロア及び駐車場の賃貸契約（基礎情報欄①）および空調室外機を設置するための屋上スペースの賃貸契約（基礎情報欄②）。現行オフィスビルへは2016年8月に移転し、2019年8月及び2022年8月に契約更新を行っている。事務所執務フロアと屋上スペースを別々の賃貸契約としている理由は、ビルが管理する集中冷暖房システムのみでは特に夏場の冷房機能が不十分であり、独自にエアコンを追加設置する必要があることが移転後に判明したため。同空調を設置するには屋上に室外機を設置する必要が生じ、当該スペースの賃貸が必要となったため、2016年12月に屋上スペースを対象とする契約を追加締結し、2019年8月の契約更新以降は両契約をそれぞれ更新している。

3. 業務内容

- ①Lease Deed for the Office at 16th Floor and Parking Slots of the Hindustan Times House
ア) 業務内容：執務フロア（ビル16階：19,300平方フィート（sqf）（≒1,793m²））及び駐車場スペース13台分（公用車及び来客用）に係る賃貸
イ) 契約金額
1) 執務フロア 月額 INR 2,367,145（前半3年間）、INR 2,627,502（後半3年間）
2) 駐車場 月額 INR 95,667（前半3年間）、INR 106,184（後半3年間）
- ②Lease Deed for the Rooftop, Electricity and Furnishing for the Office at the Hindustan Times House
ア) 業務内容：屋上スペース（500（sqf）（≒46m²））の賃貸及び同スペースに係る共用部の電気代及び維持管理費
イ) 契約金額 月額 INR 107,115（前半3年間）、INR 118,895（後半3年間）

4. 特命随意契約の理由

本件契約更新の事前検討に際し、直近の事務所賃貸借契約の更新と別の物件への移転を選択肢として検討を行った結果、事務所移転ではなく現行契約の更新が合理的という判断に至った（詳細は次項5. 参照）。そのため、現行契約の更新に関しては契約相手方に代替性がないため、直近の契約と同一の契約相手方との特命随意契約を行ったもの。

5. 積算根拠及びその妥当性

インド事務所の立地に関しては円滑な業務運営に必要な立地条件（インド側中央政府機関や大使館等へのアクセス）を確保する必要があり、かつ対インド事業量の継続的な増加傾向を踏まえると、契約更新を検討するに際して引き続き同規模の事務所を維持することが必要な状況にあった。また、更新の検討に際し同時点で入居可能な物件を調査した結果、安全面や設備、所要の面積等で現物件と同水準以上の物件は見当たらず、かつ近隣物件との比較でも現状の賃料水準から乖離はないことを確認した。加えて、2016年の転居後7年経過時点で再度転居を行うことは経済性の観点からも合理的とは考えられないと判断した。同事前検討を踏まえ、貸主側と賃料の低減交渉を行いつつ現物件に残留することを基本方針とした。

更新前の契約では契約期間終了時に3年間の契約延長を行うオプションが含まれており、その際には賃料を15%増とすることが規定されていた。同上昇率を引き下げるJICA側からの要求に対し、貸主からは他テナントで適用している上昇率やインフレ率の推移等の観点より難色が示されたが、①契約期間の長期化（6年間：ただし、契約開始後4年間経過後は事前通知により退去可能）、②支払条件の変更（2年目以降を半年払いから一年分の前払いに変更）、③退去不可期間の延長（3年を4年に変更）、といった先方に一定程度有益な一方でJICA側に追加的な費用負担が生じない条件を提示して交渉した結果、家賃上昇率は当初3年間で11%増で固定、その後の3年間で再度11%増として固定することで合意に至った。

同交渉と並行して同じビルに入居している世界銀行、インド政府系機関等の契約条件も事前に聴取し、上記条件は他テナントと比して相当程度有利なことを確認した（例：世銀は契約期間9年（3年×3期）、契約解除不可期間5年、賃料は5年分前払いで3年ごとに15%増。インド政府機関系は3年契約で上昇率24%、銀行・金融系は5年契約で上昇率25%が一般的）。インド準備銀行によれば、都市部の物価上昇率は過去5年平均で4.78%、2012～2021年度の10年平均で6.27%となっている。先方と合意に至った現契約からの上述の単価上昇率は、契約期間全体の年率平均に換算すると年率4.53%増となり、同傾向に鑑みても本契約条件は有利と判断できる。加えて、第15回賃金実態調査（インド日本商工会・ジェトロ、2021年12月）によれば、デリー準州の2021年の平均昇給率（見込）は7.2%で各種サービスは昇給率等を反映して年10%前後上昇する傾向にあることも確認した。

これらを踏まえ、現物件の契約更新および貸主が提示する契約条件に妥当性があると判断し、契約締結に至ったもの。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	①Supplementary Agreement for Infrastructure/ Facilities for the Office at the Hindustan Times House ②Maintenance Agreement for the Office at 16th Floor at the Hindustan Times House ③Maintenance Agreement for the Rooftop Space for the Office at the Hindustan Times House
(2) 契約金額	①403,241,909.76 インドルピー(INR) (≒684,212,808 円) ② 74,886,377.76 インドルピー(INR) (≒127,065,708 円) ③ 1,940,061.60 インドルピー(INR) (≒3,291,858 円)
(3) 履行期間	2022年8月5日～2028年8月4日
(4) 契約相手名称	Earthstone Holding (Three) LLP
(5) 担当部署	南アジア部（インド事務所）

2. 背景・経緯

本件はインド事務所の入居するビル（Hindustan Times House ビル、17 階建）の執務フロア（16 階）の維持管理契約（基礎情報欄①）、事務所執務フロア（16 階）及び駐車場の賃貸契約および屋上スペースのそれぞれに付随する共益費（建物全体の共用設備の整備・維持管理・清掃、警備等：基礎情報欄②③）にかかる契約。現行オフィスビルへは2016年8月に移転し、2019年8月及び2022年8月に契約更新を行っている。①と②を別契約としている理由は、2019年8月の契約更新時に契約管理上の都合として先方から分離を求められたことによる。また、それぞれの賃貸借契約に紐づく維持管理契約である②と③を別契約としている理由は当初賃貸契約を締結した後に屋上スペースに空調室外機を設置する必要性が判明し、これに付随する維持管理契約が必要となったため（詳細は賃貸契約にかかる「案件概要シート」（No.11 参照））。

3. 業務内容

各契約の業務内容及び契約金額の内訳は以下のとおり（以下①～③は基礎情報欄の契約番号に対応。記載の月額、単価はいずれも税抜額（税率 18%））。

① Supplementary Agreement for Infrastructure/ Facilities for the Office

ア) 業務内容：集中冷暖房システム及び付随する電気機械系統設備の提供及び維持管理、電力供給の確保

イ) 契約金額

月額 INR 4,498,830（前半 3 年間）、月額 INR 4,993,682（後半 3 年間）

② Maintenance Agreement for the Office at 16th Floor

ア) 業務内容：ビル建物の共用部分（エレベーター、防火・安全設備、共用階段、ロビー、各種通路、照明等）に係る保守、維持管理、清掃、ビル全体の共用部分に係る警備（敷地入口等）、執務フロアに出入りするためのエレベーターの提供

イ) 契約金額、

月額 INR 835,497（前半 3 年間）、月額 INR 927,365（後半 3 年間）

③ Maintenance Agreement for the Rooftop Space for the Office

ア) ビル建物の共用部分（エレベーター、防火・安全設備、共用階段、ロビー、各種通路、照明等）に係る保守、維持管理、清掃、ビル全体の共用部分に係る警備（敷地入口等）、屋上に出入りするための通路の提供、屋上賃貸部分に係る電力供給の確保

イ) 契約金額

月額 INR 21,645（前半 3 年間）、月額 INR 24,025（後半 3 年間）

4. 特命随意契約の理由

本件契約更新の事前検討に際し、直近の事務所賃貸借契約の更新と別の物件への移転を選択肢として検討を行った結果、事務所移転ではなく現行契約の更新が合理的という判断に至った（詳細は賃貸契約に係る「案件概要シート」(No.11 5. 参照)。本件はビル入居者に対して貸主側から賃貸契約と付随する形で締結することが求められている維持管理等に係る契約であり、事務所の入居するビルの貸主は入居者に対して一律に当該契約を本件契約相手方と締結することを求めている。そのため、契約相手方に代替性がないため、会計規程第 23 条第 1 号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に基づき、直近の契約と同一の契約相手方との特命随意契約を行ったもの。

5. 積算根拠及びその妥当性

上述のとおり、上記①、②、③いずれの契約も 16 階／駐車場及び屋上を対象とする賃貸契約と付随する形で締結することが必要な維持管理等に係る契約であり、契約更新時の契約金額の上昇率は賃貸契約と連動する形で同一条件となっている。貸主側との交渉の結果、単価の上昇率は賃貸契約と同条件とし、更新後の当初 3 年間で 11%増で固定、その後の 3 年間で再度 11%増として固定することで合意に至った。

賃貸契約の締結（現行契約の更新）に至った検討経緯、貸主側との交渉内容及び交渉結果を踏まえた積算根拠（単価上昇率）の妥当性については賃貸契約に係る案件概要シート No.11 を参照。

以上